

砥 部 町 議 会
平成 28 年第 4 回定例会
会 議 録

平成 28 年第 4 回砥部町議会定例会（第 1 日）会議録

招集年月日	平成 28 年 12 月 8 日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 28 年 12 月 8 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 而岡利昌 10 番 山口元之 14 番 中島博志	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好
欠席議員	11 番 西村良彰		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 教育長 広田支所長 戸籍税務課長 介護福祉課長 産業振興課長 国体推進課長 学校教育課長	佐川秀紀 武智省三 佐伯修二 富岡 修 門田伸介 岡田洋志 西松伸一 坪内孝志	副町長 総務課長 企画財政課長 保険健康課長 建設課長 生活環境課長 会計管理者 社会教育課長 上田文雄 相原清志 大江章吾 松下寛志 白形敏明 田中克典 門田 巧 大内 均
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 庶務係長	前田正則 中山晃志	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。		
議員の指名	9 番 政岡洋三郎 10 番 山口元之		
傍聴者	3 人		

平成 28 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 認定第 1 号 平成 27 年度砥部町一般会計決算認定について

日程第 7 認定第 2 号 平成 27 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第 8 認定第 3 号 平成 27 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第 9 認定第 4 号 平成 27 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について

日程第 10 認定第 5 号 平成 27 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

日程第 11 認定第 6 号 平成 27 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について

日程第 12 認定第 7 号 平成 27 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第 13 認定第 8 号 平成 27 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について

日程第 14 認定第 9 号 平成 27 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について

日程第 15 認定第 10 号 平成 27 年度砥部町水道事業会計決算認定について

日程第 16 議案第 46 号 財産の取得について（砥部町学校給食センター給食用食器・食缶等）

・散 会

平成 28 年第 4 回砥部町議会定例会

平成 28 年 12 月 8 日（木）

午前 9 時 30 分開会

○議長（井上洋一） ただいまから、平成 28 年第 4 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集のあいさつがあります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 平成 28 年第 4 回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、年末の何かとご多忙のなか、ご出席を賜り、ご提案させていただきます案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。さて、来年はご承知のとおり、愛媛県で初めて単独開催となります、えひめ国体が行われます。本町が会場となるバドミントン競技では、先月、日本リーグによるリハーサル大会を開催いたしました。リオデジャネイロオリンピックでの日本選手の大活躍などもあり、多くの方にお越しをいただき、選手たちによる熱い戦いが繰り広げられました。本部役員をはじめ、大会関係者、ボランティアの皆様方のお力添えにより、大きなトラブルもなく無事リハーサル大会を終えることができました。来年の本大会に向け貴重な経験となりましたし、この盛り上がりを持続させるためにも、町内での周知啓発に一層取り組むとともに関係機関との連携を密にし、さらなる機運醸成を図りながら、えひめ国体と障害者スポーツえひめ大会が砥部町らしく魅力ある大会となるよう、これからも万全の体制で臨んでまいりたいと思っております。さて、今年も残すところ 20 日余りとなりました。1 年を振り返ってみますと、やはり今年も地震大国日本を実感させられる 1 年でありました。熊本県では、4 月 14 日にマグニチュード 6.5 の地震と、28 時間後の 16 日未明にも、マグニチュード 7.0 の大きな地震が 2 度発生し、多くの犠牲者と甚大な被害をもたらしました。この地震では、2 度目の地震が本震で、最初の地震が前震とされ、本震と余震が入り替わるという極めて珍しい事態が発生しました。さらに 10 月には、鳥取県中部において、マグニチュード 6.6 の地震も発生いたしました。改めまして、地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いと 1 日も早い復旧をお祈り申し上げます。東日本大震災以降、発生する確率が高いと言われております南海トラフ以外での地震が続いているわけですが、全ての災害において学ぶべきことがあり、いざという時のために決して準備を怠ることのないよう、改めて肝に銘じたところであります。さて、議員の皆様にとりましても、また私にとりましても、任期中最後の定例会となります。私は、4 年前に町民主役のまちづくりを掲げ町長に就任をさせていただきました。その間、町民の皆様の福祉の向上のために一生懸命取り組んでまいりましたが、自分自身まだまだ納得のいく成果は残せていないように感じております。議員の皆様には、この 4 年間、本当にいろいろな方面から支えていただき誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。残る任期も町民の皆様が安全で、安心して心優しく笑顔で過ごすことができるよう、職員と一丸となり取り組んでまいりますので、議員の皆様、町民の皆様のさらなるご指導、ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。それでは、今定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。専決処分の報告が 2 件、財産の取

得が1件、一部事務組合に関する議案が1件、条例の制定が1件、条例の一部改正が5件、一般会計等の補正予算が7件、合わせて17件の議案のご審議をお願いしております。いずれも、詳細にご説明させていただきますので、慎重審議により、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（井上洋一） これから、本日の会議を開きます。日程に入るに先立ち、報告いたします。11番西村良彰君から本日、欠席届が提出されております。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上洋一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番政岡洋三郎君、10番山口元之君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（井上洋一） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、去る12月1日開催の議会運営委員会において、本日から16日までの9日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月16日までの9日に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（井上洋一） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に、監査委員より10月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、議員派遣の結果についてご報告します。10月13日に香川県高松市で開催された第57回四国地区町村議会議長会研修会に、欠席届のあった議員を除く12名の議員を派遣し、名城大学教授の昇秀樹氏並びに東京大学客員准教授の松本真由美氏の講演を聴講しました。なお、11月に開催を予定していた議会報告会については、諸事情により開催を見送りましたのでご報告します。次に、委員会の委員派遣についてご報告します。総務常任委員会が、10月24日から27日まで沖縄県竹富町において、地域総合ポータルゲートウェイ事業及び奄美・琉球世界自然遺産登録にむけた取組について、視察した旨の報告がありました。次に、本日までに受理しました請願は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、12月16日の本会議でお願いします。以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（井上洋一） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 行政報告を行います。平成28年9月議会後からの行政報告を行います。お手元の行政報告1ページをご覧ください。総務課、松山南地区犯罪被害者支援連絡協議会（1）犯罪被害者支援バザー2016。11月13日、商工会館2階で、犯罪被害者支援バザー2016が開催されました。県内唯一の民間被害者支援団体、公益社団法人被害者支援センターえひめが行う犯罪被害者支援活動に役立てることを目的に、余剰品や砥部焼などのチャリティーバザーが行われ、多くの来場者で賑わいました。なお、売上金は全額当センターに寄附されました。企画財政課、（1）砥部のりあいタクシー運行開始。廃線となった伊予鉄道バス路線、万年線、外山線、七折線、八倉線をタクシーにより復活させるため、有限会社砥部タクシーへ、砥部のりあいタクシーの業務委託を行い、10月17日から運行を開始しました。（2）地域おこし協力隊の配置。地域振興事業として、10月1日付けで広田地域へ地域おこし協力隊を配置しました。隊員は1名で、広田地域の住民集会で提案された事業について、広田支所を拠点に地域と連携しながら取り組んでいきます。（3）入札執行状況、8月22日から11月21日。設計金額の総額3億9,375万7千円、落札総額3億2,550万5千円、落札率82.7%でございます。①建設工事が18件、②測量・建設コンサルタント5件、③委託業務5件、④物品購入ほか4件でございます。内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。2ページをご覧ください。建設課、（1）橋梁修繕工事、繰越分でございます。町道八倉拾町線矢取橋の橋梁修繕工事でございますが、9月30日に完成いたしました。（2）橋梁修繕工事、町道大南大岩橋線、大岩橋でございますが、大岩橋と②町道堂成線、堂成橋の橋梁修繕工事でございます。11月末現在の進捗状況90%でございます。（3）がけ崩れ防災対策工事、①高市E地区でございますが、11月末現在40%の進捗率でございます。（4）道路災害復旧工事3件ございますが、①町道重光田の浦線、②町道深田線、③町道仙波篠谷線でございます。進捗率は11月末現在で15%から90%でございます。（5）町営住宅外部補修工事設計委託業務、いずれも11月30日に完成いたしました。①が町営住宅東団地、それから②が後継者住宅高市団地、それから③が単身者住宅久保団地でございます。産業振興課、（1）東京アンテナショップ。9月14日から10月3日まで東京都内のガリレア原宿で、砥部町の認知度向上とニーズ調査を目的にアンテナショップを開催いたしました。砥部焼をはじめ、町製品の販売を行い、期間中約600人に来場いただきました。（2）秋の砥部焼まつり2016でございますが、10月29日、30日の2日間、恒例の秋の砥部焼まつりを砥部焼伝統産業会館周辺で開催しました。62の窯元が出展し、好評の露店方式による砥部焼の対面販売や砥部焼オークション、特産品の販売、伝統芸能などのイベントを行い、約3万7千人の人出で賑わいました。3ページをご覧ください。生活環境課、公共下水道面整備。八倉区、南ヶ丘北区、上原町区、高尾田区における①から⑦の7校区の11月末現在の進捗状況でございます。進捗率は40%から95%でございます。内訳についてはご覧のとおりでございます。続きまして、水道事業関係でございますが、①が公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事、高尾田でございますが、11月末現在95%の

進捗率です。②上野地区の配水管布設替工事でございますが、上野団地でございます。11月月末現在の進捗率が50%でございます。③川井地区の配水管布設替工事でございます。11月月末現在の進捗率が70%でございます。④砥部町上水道第8次拡張事業、第2、第3、第4水源他電気計装設備改修工事でございます。11月月末現在の進捗率40%でございます。同じく⑤砥部町上水道第8次拡張事業の関係でございますが、第2、第3、第4水源機械及び滅菌設備工事で、11月月末現在の進捗率10%でございます。4ページをご覧ください。国体推進課、(1)愛顔つなぐえひめ国体バドミントン競技リハーサル大会。11月18日から20日までの3日間、陶街道ゆとり公園体育館で、愛顔つなぐえひめ国体バドミントン競技会のリハーサル大会として、バドミントン日本リーグ2016とベ大会を開催しました。バドミントン日本リーグの男子8チーム、女子8チームの総勢247人がリーグ戦方式で延べ56試合行い、熱戦を繰り広げました。3日間で約3,500人の観覧者があり、砥部町らしいおもてなしを行いました。大会運営については、大会役員、県バドミントン協会、高校バドミントン部、町実施本部、ボランティアなど、713人で運営を行い、本大会に向けて実のあるリハーサル大会となりました。学校教育課、(1)砥部町学校給食センター改築事業でございます。11月月末現在で15%の進捗率でございます。(2)麻生保育所仮設園舎賃貸借。大和リース株式会社松山支店と締結した仮設園舎賃貸借契約は、園舎整備が完了し12月から供用開始いたしました。社会教育課の関係でございます。(1)第75回愛媛県児童生徒発明工夫展に砥部町少年少女発明クラブから多数入賞。特賞、知事賞でございます。宮内小学校6年の二神叶太さん。それから同じく特賞、県教育長賞でございます。宮内小学校6年堀井蓮太さん。同じく特賞、井関賞、麻生小学校5年古角夏美さん。優秀賞3人、努力賞4人で行いました。5ページをご覧ください。(2)芸術文化フェスタ。10月29日、30日の2日間、中央公民館を中心に町民688人の参加による陶芸・絵画をはじめ各種作品903点の展示、教室生徒等によるバザーやお茶席、囲碁・将棋大会を行いました。文化会館では、11月5日に吟詠大会、11月26日・27日の2日間、みなくる芸能発表会を開催し、日頃の練習の成果を発表しました。(3)ショパンビレッジフェスティバル in 砥部町。10月30日、砥部町文化会館で、ショパンビレッジフェスティバル in 砥部町を開催しました。屋外では午前中からワールドキッチンで賑わい、午後からのコンサートでは、ほぼ満員のホールに一流ピアニストが奏でるピアノの音色が響き渡りました。(4)いきいき砥部大賞とスポーツ優秀賞授与。10月31日、いきいき砥部大賞を城戸慎也さん、スポーツ優秀賞を政岡貴洋さんに授与しました。城戸さんは、10月4日、5日に岩手県釜石市球技場で行われた第71回国民体育大会ラグビーフットボール競技成年男子で優勝し、最優秀選手に選ばれました。政岡さんは、9月9日から12日まで愛媛県今治市営球場などで行われた高松宮賜杯第60回全日本軟式野球大会1部に、愛媛県代表チームの選手として出場し、優勝されました。(5)陶街道まるごとスタンプラリー自転車GO。11月13日、愛媛サイクリングの日に合わせて、町内を自転車で巡る陶街道まるごとスタンプラリー自転車GOを開催しました。秋晴れのもと、中央公民館をスタート・ゴールとし初級・中級・上級のモデルコースのほか、フリーコースに小学生から高齢者まで59人が参加しました。(6)砥部町民ミュージカル舞台制作記者発表。11月25日、砥部町役場において、平成29年7月公演予定の砥

部町民ミュージカル舞台制作記者発表を行いました。町長、議長、坊ちゃん劇場越智社長及び脚本を担当する砥部町出身の映画監督大森研一さんが出席し、マスコミに対して舞台化に至った経緯などを説明しました。以上で、行政報告を終わります。

○議長（井上洋一） 以上で、行政報告を終わります。



日程第5 一般質問

○議長（井上洋一） 日程第5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは質問を許します。7番西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） それでは、7番西岡でございます。2点、2問質問をいたします。まず、1問。とべの館の今後の方向性についてお尋ねをいたします。県立とべ動物園は、昭和63年4月、砥部町内に開園し、内容・規模ともに西日本有数の動物園として、県民に愛され親しまれています。本町も地元自治体として、開園当初から、園内でのお土産販売や砥部町をPRするための売店とべの館を運営してきました。近年、とべ動物園では、来園者が平成24年度の64万人をピークに減少傾向に転じていることから、動物園の魅力とサービスの向上を目指し、さまざまな取り組みを行っております。本年11月4日からは、県内外の観光客を呼び込み、さらなるリピーターを確保するため、道後温泉前と松山ロープウェイ乗り場前を発着する無料送迎バスの運行もはじめています。本町の重要な観光資源である動物園が取り組む来園者誘致策との連携を図るためにも、開園当初から運営してきたとべの館の建て替えを伴うリニューアルに積極的に取り組み、砥部焼をはじめとする町産品の宣伝や販売促進に力を入れ、動物園の魅力をより一層高めることは、集客力の強化につながり、さらに波及効果による地域の活性化が期待できると考え、地域の資源を有効に活用した観光振興は、町の活性化にとっても重要な役割を担い、多くの利益をもたらすと考えますが、とべの館の現状と今後の方向性について、町長のお考えをお伺いいたします。第2問。農地や山林の所有者不明化についてお尋ねをいたします。人口減少が進む中、登記簿でも所有者が判明しない、あるいは判明してもすぐに連絡がつかないといった所有者不明の土地が、全国的に増加をしています。特に、資産価値のない農地や山林などを相続する場合には、費用をかけてまで土地所有権の移転登記をするメリットがないことから、相続未登記が進み、土地の所有者不明化が広がっています。山林や農地の所有者不明化は、農地の耕作放棄や山林の管理放棄につながる恐れがあり、今後ますます増加することが予想されます。放置・放棄され、最終的に所有者不明となるような農地や山林の増加を防ぐことは、農地の耕作放棄や山林の管理放棄の解消につながると思いますが、農地や山林の所有者不明化拡大防止に向けた取り組みについて、町長にお伺いします。併せて、固定資産税の賦課において、所有者不明になっている農地及び山林の数と今後の見通し、農地や山林の寄附採納の申し出があった場合の対応方針についても伺います。よろしくお願いを

いたします。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員のご質問にお答えをします。まず、とべの館の今後の方向性についてのご質問ですが、とべの館は、建築後 28 年を経過しておりますが、耐用年数の 34 年を超えておりませんので、現在のところ、老朽化による更新は考えておりません。また、定期的な点検・修繕により、建物及び設備は良好な状態を保っております。平成 16 年度には内装をリニューアルし、平成 26 年度にはレジの POS システムを導入するなど、経営状態も良好で、開館以来、黒字が続いております。建て替えにつきましては、直接動物園の集客力強化につながるものではなく、最小の経費で最大の効果を上げるという店舗運営の観点からも、早期の建て替えについては難しいと考えております。しかしながら、来園者の増加は売店売上に直接影響がありますので、ご指摘のとおり、動物園の魅力発信や集客力の強化につきましては、これまで以上に動物園協会と連携を密にし、取り組んでまいりたいと思います。次に、農地や山林の所有者不明化についてのご質問ですが、まず、固定資産税につきましては、所有者の死亡後、相続登記が行われない場合、相続人を調査し代表の方に納税をお願いしております。しかし、所有者が死亡し、相続人がいない場合や所有者である法人が解散し、変更登記が行われていない場合などは、所有者が不明となっております。現在、固定資産税における所有者不明は、10 件となっており、そのうちご質問のあった農地や山林が含まれているものは 3 件で、内訳は、畑が 12 筆、山林が 6 筆であります。今後の見通しとしましては、相続人が町外である場合が増えてきているため、相続人の調査が難しく、相続未登記の土地などは今後ますます増えてくるものと考えております。次に、農地や山林の寄附採納の申し出があった場合の対応ですが、土地の受納には将来負担を伴いますので、慎重でなければならないと思っております。この問題は、産業構造の変化や少子高齢化社会の象徴でもあり、今後、国や県などの方針や全国的な動向を踏まえながら対応してまいりたいと考えております。いずれにしましても、農地などを受納する場合には、受納の意義を明確にする必要があり、明確でない土地を受納し管理していくことは、財政の圧迫につながりますので、現在のところ利用計画のない農地などを受納することは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。以上で、面岡議員のご質問にお答えします。

○議長（井上洋一） 7 番面岡利昌君。

○7 番（面岡利昌） 1 問目の質問でございますが、特に十分にいろいろなことはしているので、特に考えはないと言われておりますけれども、やはり動物園協会や県の方ではキャラバン隊を送るだとかいろいろな努力をされておる。それに対してやっぱり何かアクションを起こすべきだろうというふうに思いますので、改めてやはり町としての何かの行動を起こしていただきたい。そこら辺をもう 1 回、もう十分であるので、今やっていることが十分であるので、そういうことはやる必要はないというふうに考えておられるのか、もう少しそこら辺が確認したいと思っております。

○議長（井上洋一） 町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問でございますけれども、県の動物園につきましては、

県の方が動物園の入園者を増やすというようなことで、今、無料バスをとということでございますけれども、とべの館の運営につきましては、現在順調にしておりますので、先ほどお答えしたようなことでございますけれども、私どもが考えますのは、やはり県の動物園へそういうふう集客がたくさんおるといふようなことを、それをとべの動物園から伝統産業会館であったり、真民記念館であったり、そこへバスを走らすとか、そういうところで検討ができないかというふうなところの方が大事かなというふうに思っておりますので、そういった方面で充分検討したいというふうに考えております。

○議長（井上洋一） 7番面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） そういうふうには、そこからバスということではありますけれども、やはり開園当初から、もうかなり年数も経っており、やはり面積的にも少し狭いし、もう少しリニューアルして、来たお客さんがより多く、もっと寄っていただけるような努力を私はすべきではないかなと、そういうことによって波及効果でまた、いろいろなお客さんが砥部にやってくるというので、もう少しそのままということではなく、何かこう、県もいま努力をされておる、それにやっぱり連携した行動ということの一環として、そこらあたりもう少し考えは、特にはないかどうかということ、さらにお尋ねをいたします。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） とべの館の考え方は、面岡議員さんと私どもが考えとるのは、若干ずれがあるのかもわかりませんが、とべの館っていうのは、まずは動物園ができた折に、あそこに売り場を作らせていただいたというふうな経緯がございます。それは、あくまでも砥部町の宣伝といえますか、砥部町のPRで許していただいております、その売り場の半分以上は砥部焼の宣伝であったりとか、そういうコーナーに使いなさいということでスタートしております。それと面積につきましても、町が敷地料を払ってやっておるといふようなことで、今、そういったいろんな意味で、経営の施設の中で、砥部がああゆう施設を造らさしていただいて、それが黒字運営で今日まできているというふうなことで、今、もっともっと充実して、建て替えて大きくせえということにつきましては、借地をしておる制限等ございますので、若干そのあたりも考え方は、もう十分といえますか、愛媛県の中で砥部町だけが利用させていただいておる施設でございます、それをもっともっと拡充して何とかせいという問題につきましては、若干考えかたが違ふんではないかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（井上洋一） 7番面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） 答弁もしていただくかどうかは、これはよろしいんですけども、今まさに国も地方も経済の活性化をするために努力をしており、また規制緩和というふうなこともして、今まではできなかった特別区域で、今だったら酒を製造する。そういうことから大型の店舗が、規制法がありましたけれども緩和されて、どんどん出てくる。また、酒やたばこなども簡単に販売ができるようになっておるような、また最後の極めつけはカジノの解禁法案もまもなく通りそうであるというようなこういう時期に、やはりそういう、やっぱり活用をするんで、もう決まっているからこれはもう一歩も駄目よとかいうことじゃなしに、やっぱりそ

ういう、今は状況に合わせていろいろな発想の転換をして考えないかないというようなことも考え、そういうことも県に願をして、私はやっぱりそういうことは力を入れていただきたいなというふうに感じております。また、2点目の所有権の問題でありますけれども、これはまさにそういう放棄地とか空き家とかいろいろなことに、同じ共通することかなというふうに思いますので、この辺をもうちょっと積極的に何か防止するようなことを考えて、新たな窓口も、町としては子どもの子育て支援とかいうようなことも作るとか、今、議会に出ております。経済の活性化というような部門もあるんですか、二つぐらい多分、課が増えると思うんですが、そういうような時に、やっぱり何かそういうことに対する窓口というか、そういうことも作っていただいて、もうちょっと、そこら辺が止めれるかなというふうな、そういうことに力を入れる窓口というか、担当は考えておられるのかどうか、そこら辺をお尋ねしたいんですが。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問でございますけれども、農地の所有者不明というのは、先ほどもご説明をさせていただいたように、皆様がどういうふうに考えるかどうかわかりませんが、私は少ないというふうに思っておりますし、農地が最終的に持てない場合は国のものというのが、基本的に、農地というか、土地につきましては、最終的には国の帰属というふうなことになるかと思っております。それを砥部町で云々という問題ではございません。窓口の問題でございますけれども、今現在にある課で十分対応ができるというふうに思っておりますし、その要望といいますか、今そういうところが、面岡議員さん個人のご質問にありますけれども、どんどんと私どもに、そういったその質問といいますか、そういう問題が上がってきておるようになっておられないので、またそういう問題がたくさんあれば十分検討はしたいと思っておりますけれども、今は農林農地整備か、または固定資産税の担当のところでは充分間に合うのではないかと考えております。

○議長（井上洋一） 7番面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） 今はそういう不都合といいますか、そういうことは、まだ不便は感じていないんだというようなことでございますので。今後は、恐らく人口も減少しているような問題が出てくるから、必ず起こるのではないかなという気はしますので、これは今後十分に考えていただいたんで良いかなというふうに思います。以上をもって質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（井上洋一） 面岡利昌君の質問を終わります。3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 3番菊池伸二です。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。今回も2問について質問させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。まず1問目、被災者台帳の整備及び被災者支援システムの導入について。被災者台帳とは、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基盤となる台帳であり、災害対策基本法第90条の3第1項において、市町村の長が作成することになっております。災害発生時には、被災者台帳を作成することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能となるほか、被災者が何度も申請を行わずに済むなど、被災者の負担軽減が期待さ

れております。このため、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震などの大規模災害のみならず災害が多発する中、被災者台帳の必要性への認識が高まりつつありますが、その整備は進んでいないようです。こうした実態を踏まえ、内閣府においては、平成26年度被災者台帳調査業務報告書を取りまとめ、地方自治体に対し、先進事例集、導入支援実証報告及びチェックリストを提示しております。この報告書において、被災者台帳の先進的な事例の一つとして取り上げられているのが被災者支援システムです。このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく、被災者を中心に据えている点です。住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これを基に、り災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。これによって被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。本町では、これまで被災者台帳を作成するような災害がないため、台帳を作成したことはないと認識はしております。災害発生後に最優先で考えるべき被災者支援を迅速に行うためにも、平常時から被災者台帳を整備すべきではないかと考えております。本町における被災者台帳の整備及び被災者支援システムの導入について、町長のお考えをお聞かせください。続いて第2問。妊娠中の歯科治療費への助成をについてです。妊娠すると、つわりなどの体調の変化により、丁寧な歯磨きが難しく、口内環境が悪化しがちです。妊娠中は、女性ホルモンの増加で歯周病菌が活性化するため、思春期や更年期と並び、人生で最も歯周病になりやすい時期でもあります。また、唾液の分泌量が減り、その性質も酸性に傾きやすくなるため、歯の再石灰化が行われにくい状態になります。食生活も、すっぱいものばかり食べたくなり、間食が増えたりするなど、不規則になりやすいようです。このような理由から、妊娠中の女性は、普段の何倍も虫歯リスクが高い状態になるため、少しでもリスクを減らすために歯科検診を受診し、治療が必要な場合には、適切な処置を受けることが大切です。妊娠中のケア次第で、その後の歯と口の健康が決まるといっても過言ではありません。虫歯を放置し、出産間際になって強い痛みが出ては大変ですし、また、お母さんに虫歯が多いと、大切な赤ちゃんを虫歯菌に感染させてしまうことになりかねません。現在、本町では、妊婦歯科検診を実施しておりますが、検診時に検診以外の治療を受ける場合には、医療保険扱いとなり、妊婦さんが治療費の一部を負担しております。健やかな妊婦と出産を支援するためにも、検診時に虫歯などの治療が必要となった場合には、治療費を負担することなく治療ができるよう、医療保険の一部負担について、町が助成することはできないでしょうか。この件について、町長のお考えをお聞かせください。以上、2問よろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えします。はじめに、被災者台帳の整備及び被災者支援システムの導入についてのご質問ですが、菊池議員ご指摘のとおり、これまで本町では、被災者台帳の作成を行なったケースはありません。しかしながら、大規模な災害や事故が発生した際には、り災証明書の発行や救援物資の管理、支援金・義援金の受付など、被災者となった住民への支援を速やかに実施しなければなりません。その業務量が膨大となることは明らかであります。また、これらの業務は一元的に集約し、迅速に実行することが重要であり

ますので、県などが開催する研修会や講習会に積極的に参加し、知識の習得や情報収集に努めながら、被災者支援システムの導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。次に、妊娠中の歯科治療費への助成についてのご質問ですが、妊娠中は、つわりやホルモンの影響などで口の中の状態が変化し、虫歯や歯周病にかかりやすくなることは認識をしております。しかし、妊娠中の歯の治療は、エックス線撮影や薬の内服によるリスク、母体へのストレスなどが考えられることから、積極的な治療よりも定期的な歯科健診などの予防に努めることが適切ではないかというふうに言われております。そのため本町では、平成26年度から妊婦全員を対象に、妊婦歯科健診を無料で実施し、口腔の病気発生の予防活動を一番に推進しているところであります。医療費の助成による積極的な治療を支援することにつきましては、現在のところ考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。以上で、菊池議員さんのご質問の答えとさせていただきます。

○議長（井上洋一） 3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） この被災者支援システムなんですけれども、今後検討ということなんですけれども、このシステムの開発ですけれども、導入にあたっては金額的には約20万から50万程度でできるんじゃないかと言われております。また、今回のシステムでも、新たな整備を入れる必要もなく、既存のパソコンで十分対応できると言われております。今後起きると言われている、東南海沖地震に対してでも今から町長が検討ということなんですけれども、導入に向かってということで、ぜひともお願いしたいと思っております。実際にこの導入をした熊本それと広島、この県にしても導入はしてるんですけれども、対応が不手際だった点があると聞いております。その点についても、ぜひとも導入を考えてほしいということで、導入していただきたいのですが、その点町長いかがでしょうか。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほどの答弁をさせていただきましたように、もうこういうことは、そういったり災証明でありますとか、いろんな様式等も決まっておりますし、またそういった導入に対してのちゃんとしたものもあるであろうということで、今後十分研究をして、どういったものが良いか先進事例も参考にしながら、先ほども言いましたように導入に向けて検討したいというふうに思っております。

○議長（井上洋一） 3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 町長ありがとうございます。ぜひとも導入について、前向きに検討していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。続きまして、第2問の妊娠中の歯科治療なんですけれども、今回地域を回らせていただいて、妊婦さんからの要望ということなんですけれども、確かに歯科検診を無料にさせていただいたということで大変喜ばれております。ただその時に、やはり虫歯が出たと、今後赤ちゃんを産むためには費用もかかるし、町長がおっしゃるとおり、住んで良かったまたは産み育てやすいまちづくり、町づくりということで出されていますので、この件についても今のところは考えてないということなんですけれども、妊婦さんからは、ぜひ町としても、治療費を何とかしてほしいという要望があったんですけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） このことにつきましては、専門的なところで調査をさせていただいております。先ほどもお答えをさせていただいたように、妊娠中というのはいろんな母体に対する、また、子どもに対する影響もあるというふうなことで、なかなか難しいというのが専門家のところでございまして、やはり虫歯にならないということが一番ということで、検診、予防に力を入れるということでございまして、先ほども言いましたように妊娠中の方の治療費の無料というのは、今は考えておりませんが、そういうことでご理解をいただけたらというふうに思います。

○議長（井上洋一） 3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） ありがとうございます。ぜひともこれから住んで良かったと言われるまちづくりのためには、若者支援ということで、我々も皆さん議員も考えられとると思っております。やはり今、女性を大切にすれば砥部町から人がいなくなるということはありませんし、どんどんと若者が増えて子どももつくっていただけますし、そういうまちづくりをぜひとも我々、町長も目指していただきたいと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（井上洋一） 菊池伸二君の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は10時35分の予定です。

午前10時20分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（井上洋一） 再開します。一般質問を続けます。5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 5番佐々木隆雄です。4年前のこの12月議会、前町長が退任されるというのをわかってたということもあろうかと思いますが、一般質問は私一人で行いました。そんなことを今ちょっと思い出しております。また、今日は、私にとって2期目の最後の締めくくりの質問というふうなことで、そういう意味では、2期続いてトリを務めさせていただきます。来年の干支が酉ということの洒落ではありませんが、そんなことで、少しこの4年間を質問に入る前に、私なりにしてみました。町民要求実現のため、またあるときには、町長に対して国政上の問題を取り上げて町長どうお考えですかというような、そういうことも含めて、合計44項目にわたって質問をさせていただきました。今回はこの4年間の活動を締めくくり、さらには来年町長が再任されるということを前提に、来年につながるような質問にさせていただきたいなというふうに考えております。そういうことで、私も日本共産党で、この9月に町民アンケートというのを行いました。その時に、たくさんのいろんな声が寄せられましたが、その声を元に今日は質問をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。まず、第1点目は、子育て支援の強化の取り組みについてということでございます。来年度、行政組織機構の一部見直しにより、子育て支援課の新設が予定されております。町会議員になった最初の一般質問で、当時の町長が砥部を子育ての町というふうに言われていましたことを、私は

子育て支援の町というふうと呼んではどうでしょうかというふうな提言もさせていただきました。私自身、8年前からそういうふうに子育て支援というふうに言っておりましたので、今回、この子育て支援の新しい課ができるというふうな流れを非常に歓迎してる次第でございます。そこで、支援を推進するという取り組みの中に、18歳までの医療費の無料化、さらには学校給食費の無料化について提案をしたいと思います。そうはいつでも、財源の問題もありましょうし、まずは費用がどのくらいだろうかというふうなことも私自身試算をしておりますが、そういうことを実施した場合の費用見積りが、どれくらいになるんでしょうかということと、実際に実施するについて、町長はどのようにお考えでしょうか。これが1点目です。2点目は、高齢者の自動車運転免許証返納者への町独自の特典をとということで、これは既に先輩の三谷議員も一般質問で取り上げられましたし、先般行われました決算特別委員会でも同様の話がありました。そしてその時には、町では特にできない、また広報等で案内もしていないというふうなことでありましたが、冒頭に言いましたように私どものアンケートにも何人かの方から、高齢者になって運転免許証の返納した場合に砥部町で何か特典はないんだろうかと、できないのかというふうな声がありました。くしくもこの最近非常に高齢者の方の悲惨な事故の例が報道されておりますし、片方で、例えばタクシー券を助成するだとかいうふうなことも報道もされてるようですが、そのようなことで、決して全ての方ということにはならないと思うんですが、やはりそういう社会的な問題を考えていく上では、高齢者の自主返納を少し呼びかけをしていったらどうだろうかというふうに考えます。町長のお考えをお尋ねします。3点目は、防犯カメラのことについてでございます。こども議会で、中学生から町内の街灯やカーブミラー設置に関する質問があり、中学生から寄せられた調査結果を基に順次反映させていくというふうな答弁をされました。それを議会だより等で見て、やはり町民の方です、併せて防犯カメラの設置をしてほしいというふうな声も寄せられておりました。決算特別委員会でも紹介されましたが、大型ゴミの不法投棄現場を撮影し警察に提出したことで、犯人特定ができたというふうなことがありました。事故や事件発生後に役立つことは当然重要なことですが、地域から犯罪や事件が起こらないような環境づくりも必要だと考えます。費用や運用面での課題もありますが、地域防犯力向上のために、これを順次増設できないでしょうか。町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えします。はじめに、子育て支援強化の取り組みについてのご質問ですが、まず18歳までの医療費無料化についてのご提案ですが、医療費無料化を18歳まで拡大した場合、対象者は約600人、費用は1,100万円程度が見込まれます。ご承知のとおり、現在、本町では中学校卒業までの医療費について助成を行っておりますが、義務教育を終え、体も発育・発達し、病気に対する抵抗力も高まった高校生世代まで助成対象を広げるには、慎重な検討が必要であると考えております。また、市町村が実施する様々な医療費負担の無料化事業が医療機関への安易な受診につながり、国の社会保障費を膨らませる要因の一部になっているとも言われております。このようなことから、18歳までの医療費助成の拡大につきましては、今すぐに着手する考えはありませんが、今後の県補助金や近隣

市町の動向をみながら、適切な時期に検討をしたいと思っております。次に、学校給食費の無料化についてのご提案ですが、本町で無料化を実施した場合、小・中学校で約7,800万円、幼稚園まで含めると約8,300万円が必要となります。全国的に給食費の無料化を実施する自治体が増えており、県内でも今年度から宇和島市と松野町などで一部補助を実施しております。しかしながら、多くは過疎化を背景とした定住・移住促進の一環として行われており、対象となる児童生徒数が少ない自治体で導入されているようです。子育て支援強化、定住促進の観点から、給食費の無料化は有効な施策であるとは思いますが、学校給食法でも、施設の維持管理費、運営に伴う人件費は自治体が負担し、食材は保護者が負担すると定められていることや本町での無料化を導入した場合、財政負担が大きくなることなどから、現在のところ導入の予定は考えておりませんので、ご理解をいただけたらと思います。次に、高齢者の自動車運転免許証返納者への町独自の特典についてのご質問ですが、高齢化の進行により、高齢者が関与する交通事故が多くなってきております。このような中、高齢者の交通事故を減らすことを目的に、高齢者の自主的な運転免許証の返納ということが取り沙汰されておりますが、高齢者に関わらず自動車運転免許証は、通勤、通学、買物、生業と、住民生活にとって欠かすことができないものであり、返納によって日常生活が制限されることは否めません。高齢化の進展に向けては、高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境を整えることが必要です。そのためには、様々な角度から対策を講じる必要があります。そのことも含め、まずは公共交通機関を整備するため、広田地域に続いて、今年度の10月から、砥部地域の伊予鉄バスの廃止路線を乗り合いタクシーで復活をさせました。ご承知のとおり、現在、本町では運転免許証の自主返納に対する支援事業は実施しておりませんが、今後、高齢者の交通事故防止の観点からでなく、高齢者の移動手段の確保など総合的な生活支援策として捉え、民間企業などとの連携による支援も含め、前向きに検討してまいりたいと考えております。次に、防犯カメラの設置についてのご質問ですが、防犯カメラは自己防衛のために店舗などの民間施設が設置しているものや、公共施設、また犯罪捜査などに活用するため警察が設置しているものなどがあります。近年、住民の防犯意識が高まり、個人の家にも防犯カメラを設置する事例が増加しているようです。ご承知のとおり、過去に町内でひき逃げ事件が発生したことから、昨年度、警察の要請を受け、町が松山南地区防犯協会に設置費用を拠出し、防犯協会が町内3箇所に防犯カメラを設置しました。現在、警察が運用をしております。設置に当たっては、佐々木議員がおっしゃるように、誰が設置し、その運用や費用は誰が負担するのかということが課題となります。カメラの性能にもよりますが、1箇所設置するのに約20万円程度はかかると聞いております。プライバシーの問題もございまして、数多く設置すればいいというものでもなく、店舗等の民間施設などの防犯カメラも含めて、効果的な場所に設置する必要があります。地域の防犯力を向上させるためには、個人の防犯意識の高揚は言うまでもございませませんが、地域ぐるみで犯罪を無くそうとする自治活動が非常に重要であります。その中で防犯カメラは、犯罪捜査において犯人の特定という面では効果的ですが、犯罪抑止という面では、あくまでも補完的な役割でしかありません。犯罪捜査において防犯カメラを活用するのは警察であります。犯罪抑止という側面も含めて、警察と連携して対応してまいりたいと考えております。以上で、佐々木議員さんの

ご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） まず1点目なのですが、これは中学生のこども議会でも、中学生からも出されて、町長同様にこのような中身の答弁をされたかと思いますが、私の知っている限りでは、県内では鬼北町が高校生それから専門学校生というんですか、この人たちが対象となっているというふうなことを聞いております。砥部町に比べると、もう少し人口規模の小さい町ではあるかと思いますが、県内ではそういうふうな所で実施しているというふうなことで、多分町長も答弁されましたが、小学生よりは中学生、中学生よりはさらに高校生になるほど、やっぱり体力も出てくるし、さほど医療費というのはかからないんだろうとは思いますが、多分この1,100万という数字もどっちかという和多めに見積もられているのかなというふうな気はしたんですけども、これもまた大いに今後も検討していただきたいというふうに思っております。それから、今、全国でですね、やはり医療費の無料化を実施することに対して、逆に国の方からの抑制するよというふうなことでの運動もあって、全国的には、たまたま今こちらの方から塩崎厚労大臣がいられておりますが、大臣宛にそういうことをしないよというふうな声もたくさん寄せられているというふうなことも聞いております。そういう流れをですね、逆に、それぞれの地方議会の方からも声を上げていくようなこともしながら、なおかつ町長も言われましたように医療費の抑制は当然必要だと思います。そのためにも元気な身体でいられるよというよということで、予防的ないろんな取り組みを強めていくことも大事だと思いますし、これは可能であるというふうに思いますので、そういうことと併せて進めていくよなことを考えていきたいというふうに思います。給食費の関係ではですね、本当にこれだけのお金どうするんだというふうなことになってよよと思いますよ、学校給食法のかね、町長が今言われましたが、例えば、食材費については保護者の負担でというふうなことではありますよ、必ずしもそうではないというふうなことも、例えばこれは福島県の例なんですけども、学校給食費を無料化にしたらどうだというふうなことを議会で議論したときに、ここの教育長さんが県独自の支援制度として学校給食法上問題はないと答弁されたよななんですけども、そのことと今の町長の答弁とでは少し食い違いがあるのかなというよには思ったんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。町長か教育長どちらかで。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの質問だけで捉えますと、そういうふうに記載しておるよというふうなことで、その法律をしていかにというふうには書いとるよには解釈してませんので、それはそういう解釈でよろしいんではないでしょうか。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 学校給食費についても、また来年以降、私も今度の選挙にも立候補する予定ですし、ぜひとも当選させていただいて、この議場に立って、改めて質問もさせていただきますよというふうに思います。高齢者の自動車運転の関係のところでは、マスコミ等が出たのではご記憶にあらうかと思いますが、青森県の五戸町、70歳以上の返納者対象に毎年1万円のバス代にあたるものを交付するよよの制度が10月からスタートした。これは新聞

等に出てたかと思えます。それから宮崎県の西米良村では、65 歳以上の返納者に、これは私もびっくりしたんですが、14 万 4 千円分のタクシー券を支給する制度を作って、実際に4月の開始後初めて、この10月の何日かに80何歳かの方が申請したというふうな、これも報道がありました。ただし、その西米良村では、村の方の説明では、診療所などがある村の中心部に各地域からタクシーで移動する際に平均で片道3千円くらいかかる、月に2回くらい往復というふうな想定で算出して、しかも有効期限は1年間というふうなようなことなんですが、思い切った制度を、導入をしているようです。どうしても砥部町内でもですね、町長が言われましたように、砥部のりあいタクシーの部分だけでは、なかなかカバーできない部分もこれから出てこようかと思えます。一般的に多くの所で、高齢で免許証を手放す方が良いんだけども実際の生活に支障がきたすので、やっぱり手放せないんだというふうな声があるようなんですが、そういう方のためと言いますか、かなり福祉的な要素はあろうかと思えますけれども、例えば松山市等ではですね、1回こっきりの何とか利用券だとか割引券とかいうふうなものもあるようなんですけれども、そういうものじゃなくて、恒常的に生活の支えになるようなというふうなことで、また改めてこれについても検討をしていただきたいというふうに思います。それから防犯カメラの問題につきましては、1機あたり20万円くらい平均でかかるんだというふうなことなんですが、防犯協会の方に、今回の場合でしたら、砥部町からどれくらいお金を出したんでしょうか。

○議長（井上洋一） 大江企画財政課長。

○企画財政長（大江章吾） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。防犯協会の基金の方に50万円を拠出いたしました。以上でございます。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） これは町の方からということと、例えばですね、区長さんなんかで相談されて、例えば区として設置をとかいう希望を持たれてるところもあろうかと思うんですけども、そういうところへ協力を求めるというようなことは可能なんでしょうか。

○議長（井上洋一） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） それは、例えば防犯灯の設置であるように、区が出して付けることは十分可能だと思います。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） その際、ちょっと重なる部分があるんですが、運用面の問題がどうしても出てくるかと思うんで、その辺で、基本的には今の町長の答弁ですと、どっかの区でそういう要望があって、言って、お金も出しても良いよというふうなことになった場合に、やっぱりこれ、実際の、その活用する部分では警察がどうしても入ってきますから、そういう警察との関係というのは区が独自に対応するのか、やはり町が間に入って、一定のその取り決めなり含めてね、できるような、そのような仕組的なものはどうなんでしょうか。

○議長（井上洋一） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。この防犯協会の基金につきましては、基本的には、いろいろな住民の皆様であるとかですね、そういった方の

寄付で賄うというところで始まったものでございます。今回、寄附がなかなか集まらないということもありましてですね、警察の方から要請もございました。そういうところで、砥部町が協力をしたということですが、やはり砥部町の住民の皆様のことです。それにつきましては、先ほど町長が答弁してましたように、警察とですね連携して行うというふうなことになるかと思っております。以上でございます。

○議長（井上洋一） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） この問題についてはですね、いろんな形で少し町民の皆さんにも設置するにはこういう方法がありますよとかということと、それから皆さんにいろんな形で協力をいただけるような、そういう広報活動も強めていっていただきたいなというふうに思います。今日は、冒頭言いましたように、最後の締めくくりというようなことで、しかも来年度、またここに来られるであろう町長への、少しジャブ的なことでの質問ということにさせていただいて、質問を終わらせていただきます。

○議長（井上洋一） 佐々木隆雄君の質問を終わります。一般質問を終わります。

~~~~~

- |       |        |                               |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第6  | 認定第1号  | 平成27年度砥部町一般会計決算認定について         |
| 日程第7  | 認定第2号  | 平成27年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について |
| 日程第8  | 認定第3号  | 平成27年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について  |
| 日程第9  | 認定第4号  | 平成27年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について   |
| 日程第10 | 認定第5号  | 平成27年度砥部町とべの館特別会計決算認定について     |
| 日程第11 | 認定第6号  | 平成27年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について     |
| 日程第12 | 認定第7号  | 平成27年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について   |
| 日程第13 | 認定第8号  | 平成27年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について      |
| 日程第14 | 認定第9号  | 平成27年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について    |
| 日程第15 | 認定第10号 | 平成27年度砥部町水道事業会計決算認定について       |

（決算特別委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第6、認定第1号、平成27年度砥部町一般会計決算認定についてから日程第15、認定第10号、平成27年度砥部町水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。決算特別委員長の報告を求めます。平岡決算特別委員長。

○決算特別委員長（平岡文男） 決算特別委員会の審査報告をさせていただきます。平成28年第3回定例会におきまして、閉会中の継続審査として決算特別委員会に付託されました認定第1号から認定第10号までの決算認定に関する10件につきまして、審査の結果をご報告申し上げます。去る10月31日、11月4日、7日の3日間、本特別委員会を開催し、平成27年度の砥部町各会計の決算について、各担当課から歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づいて説明を求め、予算執行状況の適否並びにその行政効果等について審査を行いました。その結果でございますが、各会計の決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、

いずれも適正に執行されていると認められ、よって認定第1号から認定第10号までの10件は、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。今回の審査において、各委員から出された意見、要望等については、十分ご検討のうえ、今後の町政運営に反映させていただきたいことを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。お諮りします。

認定第1号から認定第10号までの10件については、一括して討論及び採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第10号までの10件については、一括して討論及び採決を行なうことに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

採決を行います。認定第1号から認定第10号までの10件に対する委員長の報告は認定です。報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を願います。

[全員起立]

○議長（井上洋一） 全員起立です。ご着席ください。よって認定第1号から認定第10号までは、委員長の報告のとおり認定されました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、砥部町学校給食センター改築検討特別委員会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

午前11時4分 休憩

午前11時24分 再開

~~~~~

日程第16 議案第46号 財産の取得について（砥部町学校給食センター給食用食器・食缶等）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 再開します。日程第16、議案第46号、財産の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 議案第46号をご覧ください。財産の取得について。次の財産を取得するため、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成28年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、砥部町学校給食センターの改築に伴い、給食用食器等を買い替えるため、提案するものであります。内容は、1財産の種類、備品。2取得の方法、一般競争入札。

3 取得する財産、砥部町学校給食センター給食用食器・食缶等。4 取得金額、金 3,553 万 2 千円。5 取得の相手方、松山市余戸東 1 丁目 10 番地、四国厨房株式会社、代表取締役古瀬佐貴子。資料の 2 をご覧ください。資料の 2 に入札結果を載せております。資料 3 に給食用食器・食缶等の内訳を載せております。この入札結果を踏まえまして、資料 1 でございます。入札結果を踏まえての仮契約書でございます。11 月 22 日付けで仮契約者を四国厨房株式会社、代表取締役古瀬佐貴子として仮契約を締結しております。納入場所は、岩谷口 460 番地、砥部町学校給食センター、納入期限は、センター完成後の平成 29 年 5 月 31 日。契約金額は、3,553 万 2 千円でございます。以上で、議案第 46 号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（井上洋一） 全員起立です。お座りください。よって議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前 11 時 28 分 散会

平成 28 年第 4 回砥部町議会定例会（第 2 日）会議録

招集年月日	平成 28 年 12 月 9 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 28 年 12 月 9 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 教育長 広田支所長 戸籍税務課長 介護福祉課長 産業振興課長 国体推進課長 学校教育課長	佐川秀紀 武智省三 佐伯修二 富岡 修 門田伸介 岡田洋志 西松伸一 坪内孝志	副町長 総務課長 企画財政課長 保険健康課長 建設課長 生活環境課長 会計管理者 社会教育課長 上田文雄 相原清志 大江章吾 松下寛志 白形敏明 田中克典 門田 巧 大内 均
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 庶務係長	前田正則 中山晃志	
傍聴者	1 人		

平成 28 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 7 号 | 専決処分第 5 号の報告について（道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額） |
| 日程第 2 | 報告第 8 号 | 専決処分第 6 号の報告について（調停の成立） |
| 日程第 3 | 議案第 47 号 | 伊予市外二町共有物組合規約の変更について |
| 日程第 4 | 議案第 48 号 | 砥部町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 49 号 | 砥部町課設置条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 50 号 | 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 51 号 | 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 52 号 | 砥部町税条例等の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 53 号 | 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 54 号 | 平成 28 年度砥部町一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 11 | 議案第 55 号 | 平成 28 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 12 | 議案第 56 号 | 平成 28 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 13 | 議案第 57 号 | 平成 28 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 14 | 議案第 58 号 | 平成 28 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 15 | 議案第 59 号 | 平成 28 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 16 | 議案第 60 号 | 平成 28 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号） |

・散 会

平成 28 年第 4 回砥部町議会定例会

平成 28 年 12 月 9 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（井上洋一） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 報告第 7 号 専決処分第 5 号の報告について（道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額）

（報告、質疑）

○議長（井上洋一） 日程第 1、報告第 7 号、専決処分第 5 号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） 報告第 7 号をお願いいたします。報告第 7 号、専決処分第 5 号の報告について説明させていただきます。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告するものでございます。平成 28 年 12 月 9 日提出、砥部町長佐川秀紀。専決第 5 号をお願いいたします。専決第 5 号、専決処分書でございます。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、次のとおり専決処分するものでございます。平成 28 年 10 月 26 日、砥部町長佐川秀紀。道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、和解により砥部町の義務に属する損害賠償の額を次のように定めるものでございます。1 損害賠償額、6 万 4,476 円（相手方損害額 6 万 4,476 円）。2 相手方につきましては、標記のとおりでございます。3 事故の概要、平成 28 年 10 月 2 日午後 6 時 30 分頃に和解の相手方が町道高尾田宮内線を相手方所有の軽自動車で行中、南進から自宅がある町道頭の向線に入るため右折したところ、交差点歩道上にあるグレーチングが外れているのに気付かず右前輪が乗ったため、グレーチングが浮き上がり車体の右ドア下部に接触し破損しました。町は道路管理上の瑕疵による過失割合を 10 割と認め、その割合を賠償するものでございます。報告第 7 号資料をお願いします。事故現場は、通谷池西側、旧国道 33 号と砥部町へ通じる道路の交差点です。下の写真は車の破損状況です。道路パトロールを定期的に行い道路の適正管理に努めておりますが、より一層パトロールを強化し、道路管理瑕疵事故を少なくするよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。以上、ご報告申し上げます。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。以上で、報告第 7 号を終わります。

~~~~~

日程第 2 報告第 8 号 専決処分第 6 号の報告について（調停の成立）
（報告、質疑）

○議長（井上洋一） 日程第2、報告第8号、専決処分第6号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） 報告第8号をお願いいたします。報告第8号、専決処分第6号の報告について説明させていただきます。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告するものでございます。平成28年12月9日提出、砥部町長佐川秀紀。専決第6号をお願いいたします。専決第6号、専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、次のとおり専決処分するものでございます。平成28年10月31日、砥部町長佐川秀紀。調停の成立について、砥部町営住宅北川毛団地第204号の建物明け渡し等に係る調停申立事件について、次のとおり調停を成立させるものとするものでございます。1相手方につきましては、標記のとおりでございます。2調停条項につきましては、要約させていただきます。（1）当事者双方は、物件目録記載の建物についての賃貸借契約が引き続き存続していることを確認する。（2）相手方らは、申立人に対し、平成28年11月30日までの本物件の未払賃料55万2,800円の支払義務があることを認める。裏面をお願いします。（5）相手方らにおいて、次の1つに該当したときは、本件賃貸借契約は当然解除となり、相手方は、申立人に対し、本件建物を直ちに明け渡す。イ本件賃貸借契約に係る賃料の支払いを怠り、その額が4万1,400円、これは家賃と共益費2か月分でございます、に達したときでございます。調停申立の趣旨は、相手方が町に対し町営住宅を明け渡すことと、相手方は27年度未払分24万9,600円と28年4月1日から明け渡すまでの間、1か月当たり、家賃の2か月分と共益費を合わせて3万7,900円を支払うこととでございます。紛争の争点は、相手方は27年4月から家賃と共益費を1度も支払わず、再三再四、連絡を取ろうと電話や訪問を行っても連絡はなく滞納を続けました。また、連絡が取れ、支払いの約束をしても家賃等を支払うことはありませんでした。そこで、決裁を受け、顧問弁護士に相談し、滞納家賃の最終催告と住宅の明渡請求書を28年3月15日付け内容証明書郵便で送りましたが、それをも受け取らず保管期限が切れ、郵便局に差し戻されました。そこで3月29日に普通郵便で送りました。明渡期限が過ぎましたので、9月に裁判所に調停の申し立てを行い、今回このような結果に至ったものでございます。なお、27年度未払分24万9千円と28年4月1日から11月末までの8か月分を合わせた55万2,800円全額、11月24日に納付されました。以上で、報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。以上で、報告第8号を終わります。

~~~~~

### 日程第3 議案第47号 伊予市外二町共有物組合理約の変更について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第3、議案第47号、伊予市外二町共有物組合理約の変更について

を議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 伊予市外二町共有物組合規約の変更についてご説明をさせていただきます。議案書をお手元をお願いいたします。第 47 号でございます。議案第 47 号、伊予市外二町共有物組合規約の変更について。地方自治法、昭和 22 年法律第 67 号、第 286 条第 1 項の規定により、関係市町と協議の上、伊予市外二町共有物組合規約、昭和 48 年 11 月 26 日愛媛県指令地第 862 号の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。平成 28 年 12 月 9 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、砥部町の区域に誤りがあることが判明したので、伊予市外二町共有物組合規約を変更するため、地方自治法第 290 条の規定により提案するものでございます。2 ページをお願いいたします。伊予市外二町共有物組合の規約の一部を改正する規約でございます。同規約の別表を次のとおり改めるものでございますが、砥部町の組合の区域について改めるもので、伊予市、松前町につきましては変更はございません。新旧対照表でご説明をさせていただきます。議案第 47 号資料 1 をご覧いただきたいと思っております。別表から岩谷、上原町、重光、拾町、高尾田、田ノ浦、原町、三角、八倉を除くものでございます。これにつきましては、旧大洲藩領ではなく旧新谷藩領であった区域、岩谷、重光、拾町、八倉でございますが、それと旧大洲藩領ではあるが明治 4 年には村、郷としての地名ではなかった区域、上原町、高尾田、田ノ浦、原町、三角でございますが、これが登録されていることが判明したためでございます。以上で、伊予市外二町共有物組合規約の変更についての説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。採決を行います。本案は、原案のとおり決定にすることに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（井上洋一） 全員起立です。お座りください。よって議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 4 議案第 48 号 砥部町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について

(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 日程第 4、議案第 48 号、砥部町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田洋志） それでは、お手元に議案第 48 号の資料をお願いいたします。議案第 48 号、砥部町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。砥部町農業委員会の委員等の定数に関する条例を次のように定める。平成 28

年12月9日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の裏面をお願いいたします。農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の公選制が廃止され、又農業委員とは別に農地利用最適化推進委員の委嘱が義務付けられたことに伴い、本条例の制定を提案するものでございます。それでは、表面にお戻りください。砥部町農業委員会の委員等の定数に関する条例第1条では、この条例制定の趣旨について定めており、農業委員会等に関する法律第8条第2項で農業委員会の定数を、第18条第2項で推進委員の定数を、それぞれ政令で定める基準に従い、条例で定めることを規定しています。それにより、第2条で農業委員の定数を18人、第3条で推進委員の定数を17人と定めるものでございます。次に附則でございます。第1項では、施行期日を定めるもので、公布の日から施行します。第2項では、この条例の制定に伴い、関係条例を廃止するものでございます。第1号で砥部町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例を、第2号で砥部町農業委員会の選任による委員の議会推薦に関する条例を、第3号で砥部町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止するものでございます。第3項では、経過措置を定め、この条例施行の際現に在任する農業委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものです。任期満了日は平成29年7月19日でございます。次に裏面をお願いいたします。第4項では、砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。議案第48号資料をご覧ください。新旧対照表、改正案の欄、別表中のところですか。農業委員、年額15万6千円の次に、今回新設いたします農地利用最適化推進委員の報酬を年額15万6千円と定め、別表を改めるものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第48号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第48号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~  
日程第5 議案第49号 砥部町課設置条例の一部改正について

(説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 日程第5、議案第49号、砥部町課設置条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第49号につきましてご説明を申し上げます。議案書をご覧ください。砥部町課設置条例の一部改正について。砥部町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成28年12月9日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、ページの下の方でございますが、地域で安心して子どもを産み育てることができる環境整備と

地域振興を強力に進めるために、平成 29 年度に組織機構の一部を見直すため、提案するもの  
でございます。今回の改正内容でございますが、砥部町の組織に新たに子育て支援課と地域振  
興課を加えますとともに、産業振興課を農林課に名称を改めるものがございます。資料の方  
をご覧ください。資料の 1 ページでございますが、議案第 49 号資料 1、砥部町課設置条例新旧  
対照表でございます。課の設置につきまして、第 1 条をご覧のとおり改めるものではござい  
ます。また議案書の方にお戻りください。附則の第 1 条といたしまして、この条例は、平成 29  
年 4 月 1 日から施行するものとしております。また、2 条といたしまして、砥部町子ども  
・子育て支援会議条例の一部改正を行います。また資料の 2 ページをご覧ください。先ほど  
の裏のページです。議案第 49 号資料 2、砥部町子ども・子育て支援会議条例新旧対照表で  
ございますが、第 7 条中、介護福祉課を子育て支援課に改めるものがございます。以上で、議案  
第 49 号の説明を終わります。ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑をなしと認めます。お諮りします。議案第 49 号は、総務常任委員  
会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第 49 号は、総務常任委員会に付託す  
ることに決定しました。

~~~~~

日程第 6 議案第 50 号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

(説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 日程第 6、議案第 50 号、砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第 50 号につきましてご説明を申し上げます。議案書をご覧
ください。砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。砥部町職員の勤務
時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 28 年 12 月 9 日
提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由につきましては、議案書の 3 ページをご覧ください。3 ペ
ージの一番下でございますが、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるた
め、民間及び平成 28 年 8 月 8 日付けの人事院勧告等を踏まえ、地方公務員の育児休業等に関
する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一
部を改正する法律が平成 29 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、提案するものではござい
ます。改正の主な内容につきましては、4 点ございます。まず、育児又は介護を行う職員の早出
遅出勤務についての規定を加えること。それと育児のために早出遅出勤務を請求できる職員
の範囲を定めること。それと介護休暇の分割取得を可能とすること。そして最後に、休暇の
種類に介護時間の休暇を加えることとございます。詳細につきまして、別添の資料をご覧
ください。資料の 1 ページでございますが、議案第 50 号資料 1、砥部町職員の勤務時間、休暇等

に関する条例新旧対照表をご覧ください。1 ページから 3 ページの上段にかけてでございますが、第 8 条の次に育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務、それと育児のために早出遅出勤務を請求できる職員の範囲について定めるために第 8 条の 2 を加え、既存の条例を後ろにずらしております。この第 8 条の 2 では、職員が子どもを養育するために又は要介護者を介護するために公務の運営に支障がある場合を除き、早出遅出勤務をさせることを定めております。また、この中で育児のために早出遅出勤務を請求できる職員を小学校就学の始期に達するまでの子のある職員及び小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則の定めるものと規定し、又養育する子どもは、特別養子縁組の監護期間中の子や養子縁組里親に委託されている子等も含むことを規定をしております。少し飛ばしまして、5 ページの下段の方をご覧ください。休暇の種類に介護時間を加えるため、第 11 条中及び介護休暇を、介護休暇及び介護時間に改めます。次に 6 ページをご覧ください。第 17 条第 1 項と第 2 項では、介護休暇の時間につきましては、現在、連続する 6 か月の範囲内において必要と認められる期間でございますが、通算して 6 月を超えない範囲で 3 回まで取得できるように改めております。次に 6 ページの下段から 7 ページの上段にかけてでございますが、先ほど申し上げました休暇の種類に介護時間を加えることに伴いまして、第 17 条の次に第 17 条の 2 として所要の規定を加えております。この第 17 条の 2 第 1 項と第 2 項では、職員が介護をするため、連続する 3 年の期間内において 1 日つき 2 時間の範囲内で休暇を取得できることを定め、また、第 3 項では、勤務しない時間について給与を減額することを定めております。以上が主な改正点で、他の部分につきましては、文言整理等に伴う所要の改正でございます。議案書の 3 ページにお戻りください。附則の第 1 項といたしまして、この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行するものといたしております。また、第 2 項といたしまして、この条例の改正に伴い、砥部町職員の給与に関する条例の一部改正を行っております。先ほどの資料の最終ページ 8 ページをご覧ください。議案第 50 号資料 2、砥部町職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。第 13 条第 5 項中、第 8 条の 3 第 1 項を第 8 条の 4 第 1 項に改めております。以上で、議案第 50 号の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

16 番三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） 本案に対して賛成でございますけれども、この条例が制定されることによって、いわゆる、これの影響を受ける職員の方が大体でよろしいございますが、何人くらいいらっしゃるんですか。お尋ねしたいと思います。

○議長（井上洋一） 相原総務課長

○総務課長（相原清志） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。今現在、育児に係る休暇を取っておいでの方というのは、まず、今現在はお二人おいでるんですが、例えば早出遅出につきまして、どの程度の方が今後利用されるかっていうことは、ちょっと今の時点では正直申し上げましてわかりません。町といたしましては、職員に定期的にそういった通知をしますとともに、職員組合とかにも取っていただくようお願いはしようと思っておりますが、ど

の程度の方が取られるかということについては、ちょっと把握はできてないところがございます。以上でございます。

○議長（井上洋一） よろしいでしょうか。ほかございませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑を終わります。お諮りします。議案第 50 号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第 50 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

### 日程第 7 議案第 51 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

#### (説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 日程第 7、議案第 51 号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第 51 号につきましてご説明申し上げます。議案書をご覧ください。砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について。砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。平成 28 年 12 月 9 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては、議案書の 15 ページをご覧ください。一番下のところでございますが、平成 28 年 8 月 8 日の人事院勧告並びに平成 28 年 10 月 6 日の愛媛県人事委員会勧告に伴い、議会議員、特別職及び教育長の期末手当の額並びに職員の給与の額を改定するため、提案するものでございます。主な改正内容は 4 点ございます。まず職員の給料の額が引き上げられること。次に医療職の職員の初任給調整手当が 500 円引き上げられること。また職員の勤勉手当や議員、特別職、教育長の期末手当が 0.1 月分引き上げられること。そして職員の扶養手当が段階的に見直されることでございます。このため、今回、砥部町職員の給与に関する条例を含め四つの条例の改正を行っております。詳細につきましてご説明させていただきますので、資料の方をご覧ください。資料の 1 ページから 12 ページまでは、議案第 51 号資料 1 で、改正条例第 1 条関係の砥部町職員の給与に関する条例の新旧対照表となっております。まず 1 ページでございますが、第 1 条から第 4 条までは、地方公務員法の改正に伴うもので、級別職務分類表の名称を等級別基準職務表に改めるなど文言の整理を行っております。1 ページの下の方に第 18 条の 3 がございます。これにつきまして 2 ページをお開けください。医療職の職員の初任給調整手当を 500 円引き上げるために、同条第 1 項中 41 万 3,300 円を 41 万 3,800 円に改めております。次に 2 ページの中段から 3 ページの上段にかけてでございます。職員の勤勉手当につきまして、再任用職員以外の職員の勤勉手当を 0.1 月分引き上げ、再任用職員の勤勉手当を 0.05 月分引き上げを行うための所要の改正を行っております。これによりまして、本年 12 月期の勤勉手当は再任用職員以外の職員は 0.9 月分、再任用の職員は 0.425 月分となります。続きまして 3 ページの中段から 12 ページにかけてでございますが、第 3 条

関係の別表第1行政職給料表と別表第2医療職給料表の改正を行っております。詳細は対照表のとおりでございますが、職員の月例給につきましては、人事院勧告の内容に従い改正を行っております。公民格差を解消するため、平均改定率0.21%の引き上げとなっております。12ページをお願いいたします。12ページ下段の別表第3につきましては、先ほどの説明と同様に級別職務分類表の名称を等級別基準職務表に改めるなど文言整理を行っております。続きまして13ページをお願いいたします。議案第51号資料2でございます。これは改正条例第2条関係の砥部町職員の給与に関する条例の新旧対照表となっております。13ページから17ページの上段にかけては、給与制度改定による扶養手当の見直しに伴う所要の改正を行っており、第7条の第1項から第3項、第8条の第1項から第3項でも所要の改正を行っております。内容といたしましては、医療職4級職員以外の職員について、配偶者の扶養手当が現在の1万3千円から6,500円に引き下げとなり、子の扶養手当が6,500円から1万円に引き上げとなります。また、医療職4級職員は、子以外の扶養親族に係る手当の支給はなくなります。17ページをご覧ください。先ほど資料1で職員の勤勉手当の引き上げについてご説明をいたしましたが、さらに平成29年4月1日から勤勉手当の改正を行うためのもので、第19条の4第2項、それと18ページでございますが、附則の第9項で所要の改正を行っております。内容といたしましては、再任用職員以外の職員は6月期、12月期とも0.85月分とし、再任用職員は6月期、12月期とも0.4月分とします。以上が砥部町職員の給与に関する条例の一部改正の説明でございます。続きまして19ページから23ページにかけてでございますが、これは資料3から資料7まででございますが、これは一括して説明をさせていただきます。改正条例の第3条から第7条につきましてはの説明となります。19ページの資料3と20ページの資料4が砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、21ページの資料5と22ページの資料6が砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正、23ページの資料7が砥部町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての新旧対照表となっております。内容といたしましては、議員、特別職、教育長の期末手当について、人事院勧告に伴う国の指定職の期末・勤勉手当率の改定に倣いまして所要の改正を行うものでございます。議員、特別職、教育長の期末手当について、本年12月期を0.1月分引き上げ1.75月分とし、平成29年1月1日以降、議員、特別職の6月期を1.55月分、12月期を1.7月分とするものでございます。では議案書の方にお戻りください。議案書の11ページをお願いいたします。附則といたしまして、第1項で、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び附則第4項から第6項までの規定は、平成29年4月1日から施行するものとしております。第2項では適用日について、第3項では給与の内払について、第4項、第5項、第6項では平成32年3月31日までの間において段階的に扶養手当の見直しを行う特例措置について、それぞれ規定を行っております。以上で、議案第51号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。14番中島博志君。

○14番（中島博志） ちょっと医療職員の区分の中で、広田診療所の所長さんの級と号がわ

かっておいでると思うんですけど、それにあたり、いくらかの上げ幅になるのか教えていただきたいと思います。

○議長（井上洋一） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 中島議員さんのご質問にお答えします。国保診療所の医師の給与のことについてだったと思いますが、給与が55万6,240円で、その他の手当について申し上げますと、扶養手当が3万1千円、管理職手当3万8,700円、通勤手当2万1,600円、地域手当が9万3,958円で、初任給調整手当が先ほどありましたが、今現在調整前ですので41万3,300円、それと医師の研究手当25万円という内訳となっております。以上です。

○議長（井上洋一） よろしいでしょうか。5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） お尋ねします。扶養手当が現行の場合とそれから改正案との場合で、総額でどのくらいになるのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（井上洋一） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 扶養手当に関してだけの給与への影響額をお聞きになられたと思うんですが、扶養手当だけでは見てはいないのですが、職員手当全体であれば数値は拾ってはおりますが、職員手当です、職員全員で740万円ほど増えるようになっておりますが、この中には、勤勉手当の分も入っております、この中の内の扶養手当の分だけというのは、いずれにしても、これは段階的に減っていきますので、今後、29年度から段階的に減っていくということで、先ほど私が申し上げたのは、すみません、今年の給与改定に伴うことございまして、今年度は、その扶養手当に関する影響というのはございせん。29年度から32年度にかけて、だんだん金額が変わっていくので、影響を受けていくわけですが、その詳しい数字というのは、ちょっと把握をしております。申し訳ございません。

○議長（井上洋一） 総務課長、別途扶養手当のみ精査していただけませんかね。今じゃなくて、別途。29年度以降。5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 一応、改正案に基づいて算出したらどれくらいになるのかなということだったんですけども、今の話しだと、いずれにせよすぐは出ないみたいなんですけど、もしよければ出していただくと、何となしね、いきなりその1万3千円が6,500円とかいうふうなことになってるんで、見た感覚的に減るんだなみたいだね、ことになってくるんで、それにちょっと数字がはっきりしないと、ちょっと判断しづらいなというふうに思ったものですから。

○議長（井上洋一） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 失礼します。そういたしましたら、29年度から32年度にかけての大体の数値ということで計算させていただきまして、後ほどご報告させていただきたいと思います。

○議長（井上洋一） ほかがございせんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑を終わります。お諮りします。議案第51号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]



○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第 51 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 8 議案第 52 号 砥部町税条例等の一部改正について

（説明、質疑、総務常任委員会付託）

○議長（井上洋一） 日程第 8、議案第 52 号、砥部町税条例等の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。富岡戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（富岡修） 議案第 52 号をご説明申し上げます。砥部町税条例等の一部改正について。砥部町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。平成 28 年 12 月 9 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の 9 ページをご覧ください。平成 28 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する等の法律及び所得税法等の一部を改正する法律の一部が平成 29 年 1 月 1 日に施行されることに伴い、所要の規定の整備を行うため、提案するものであります。今回の改正内容でございますが、町民税における延滞金の計算期間の見直し、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例の創設、個人町民税において特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の創設、軽自動車税におけるグリーン化特例の 1 年延長などが主なものでございます。それでは、詳細を新旧対照表でご説明させていただきます。議案第 52 号資料 1、砥部町税条例新旧対照表、本則第 1 条の改正から説明いたします。1 ページから 10 ページをご覧ください。まず第 19 条、43 条、48 条、50 条について、一括してご説明させていただきます。これは国税の改正に伴い、延滞金の計算期間を見直したものであります。具体的には、個人町民税及び法人町民税において、当初課税の納期限から 1 年以上経過した後に減額更正があり、その後、当初課税を上回らない範囲で増額更正があった場合、最初の 1 年間に延滞金の計算期間から除外するものでございます。次に 11 ページ上段をご覧ください。第 59 条でございますが、地方税法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。続きまして、11 ページ下段をご覧ください。附則第 6 条についてでございますが、これは自主服薬推進のため個人の町民税における医療費控除の特例の創設を定めたものであります。具体的には、医療用から転用された要指導医薬品及び一般医薬品であるスイッチ O T C 医薬品の購入費用が年間 1 万 2 千円を超える場合に所得控除できる特例を創設するものでございます。ただし、この特例の適用を受ける場合には、従来からの医療費控除の適用を受けることができません。なお、この特例の適用期間は平成 30 年度から 34 年度までの 5 年間となっております。続きまして、12 ページから 13 ページをご覧ください。附則第 16 条についてでございますが、これは軽自動車税におけるグリーン化特例が 1 年延長されたことによる所要の措置でございます。続きまして、13 ページ下段から 18 ページをご覧ください。附則第 20 条の 2 についてでございますが、これは日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため、日台民間租税取決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、新たな条文を加えるものでございます。具体的には、日本と台

湾の間で支払われる利子所得、配当所得等は、今後、町民税の所得割の課税にあたって、特定適用利子等及び特定適用配当等として源泉徴収等を通じた課税ができなくなるため、申告等に基づく分離課税として扱う旨の規定を定めるものであります。続きまして、18 ページ下段から 24 ページをご覧ください。附則第 20 条の 3 についてでございますが、これは附則第 20 条の 2 が新設されたことに伴う条ずれによる所要の措置でございます。以上で、本則第 1 条の改正内容の説明を終わります。続いて、25 ページから 26 ページをご覧ください。資料 2 砥部町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表、本則第 2 条の改正を説明させていただきます。この改正は、平成 27 年 3 月 31 日付けで専決処分し、平成 27 年第 2 回砥部町議会定例会においてご承認いただいた、町たばこ税の経過措置についてでございます。ご承認いただいた内容に変更はございませんが、今回の改正は、第 19 条の改正に伴います読み替え部分の規定の整理を行ったものでございます。議案書にお戻りください。8 ページをお願いします。附則第 1 条は、施行期日について。この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中の砥部町税条例の附則第 16 条軽自動車税の税率の特例の改正規定につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から、また同附則第 6 条特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の改正規定及び附則第 2 条第 2 項の規定につきましては、平成 30 年 1 月 1 日からそれぞれ施行します。附則第 2 条の町民税に関する経過措置についてですが、第 1 項では、個人の町民税に係る延滞金については、平成 29 年 1 月 1 日以降に納付期限が来るものに適用されること、第 2 項では、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費の特例は、平成 30 年度の個人の町民税の課税から適用されること、第 3 項では、法人町民税に係る延滞金については、平成 29 年 1 月 1 日以降の納期限が来るものに適用されること、第 4 項では、平成 29 年 1 月 1 日以降に支払いを受ける特例適用利子等及び特例適用配当等から個人の町民税の課税において適用されることがうたわれています。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 52 号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第 52 号は、総務常任委員会に付託することに決定をしました。

~~~~~

日程第 9 議案第 53 号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について

（説明、質疑、総務常任委員会付託）

○議長（井上洋一） 日程第 9、議案第 53 号、砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。富岡戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（富岡修） 議案第 53 号をご説明申し上げます。砥部町国民健康保険税条例

の一部改正について。砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 28 年 12 月 9 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の裏面をご覧ください。平成 28 年 3 月 31 日に公布された所得税法等の一部を改正する法律の一部が平成 29 年 1 月 1 日に施行されることに伴い、所要の規定の整備を行うため、提案するものであります。今回の改正内容でございますが、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の創設が主なものでございます。それでは、詳細を新旧対照表でご説明させていただきます。議案第 53 号資料、砥部町国民健康保険税条例新旧対照表の 1 ページから 3 ページをご覧ください。附則第 13 項の次に第 14 項及び第 15 項が加えられ、この改正に伴う項ずれの整理を行いました。新たに加えられました項の内容は、先ほど砥部町税条例等の一部改正でもご説明いたしました日台民間租税取決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されたことによる所要の改正であります。具体的には、日本と台湾の間で支払われる特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定や軽減判定に用いる総所得金額に含めることとする規定を新たに設けるものであります。議案書にお戻りください。裏面をお願いします。附則でございますが、附則第 1 項は施行期日について。この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。附則第 2 項の適用区分についてですが、この条例による改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日以降に支払いを受ける特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用することがうたわれています。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 53 号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第 53 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。ここでしばらく休憩します。再開は 10 時 50 分の予定です。

午前 10 時 30 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

○議長（井上洋一） 再開します。先ほど、佐々木議員の方から質疑がございましたが、相原総務課長の答弁をお願いいたします。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 先ほどの佐々木議員さんのご質問に対するお答えでございます。平成 29 年度の当初予算を立てるにあたりまして、本年度から 29 年度に差がどれだけ出るかということは、数字でつかんでおりました。扶養手当で 171 万円の減額となります。その後の分につきましては、細かい作業でですね、手作業が多くなりますのでできればちょっと省略させていただきたいんですが、29 年度と 30 年度、この間でほとんどの職員、先ほど申し上げまし

た診療所の医師以外の職員につきましては、段階的な引き上げ、引き下げが終わりますので、29年度が171万円減額しまして、その後29年度から30年度にかけても同じくらいの金額の引き上げ、引き下げ幅になっておりますので、おそらく同額程度の引き下げになるものと推測されます。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） よろしいでしょうか。

~~~~~

日程第10 議案第54号 平成28年度砥部町一般会計補正予算（第4号）

日程第11 議案第55号 平成28年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第56号 平成28年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第57号 平成28年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第58号 平成28年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第59号 平成28年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第60号 平成28年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）

（説明・質疑・所管常任委員会付託）

○議長（井上洋一） 日程第10、議案第54号、平成28年度砥部町一般会計補正予算第4号から日程第16、議案第60号、平成28年度砥部町水道事業会計補正予算第2号までの7件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、補正予算につきましてご説明をさせていただきます。私からは、議案第54号一般会計から議案第58号の浄化槽特別会計までの五つの会計につきましてご説明をさせていただきます。まずはじめに、一般会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書をお手元をお願いをいたします。それでは、1ページをお願いいたします。議案第54号、平成28年度砥部町一般会計補正予算第4号。平成28年度砥部町の一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,424万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億3,434万8千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算額の内額は、第1表、歳入歳出予算補正による。第2条、繰越明許費、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。第3条、債務負担行為補正、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正による。第4条、地方債補正、地方債の変更は、第4表、地方債補正による。平成28年12月9日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いいたします。歳出補正1億8,424万7千円の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。全体的なところで、人事院勧告等によりまして人件費が820万6千円の増額補正を行っております。まず1款議会費でございますが、59万5千円増額し1億1,028万2千円といたしました。人件費の補正でございます。次に2款総務費でございますが、3,488万4千円増額し11億1,762万5千円といたしました。まず1項総務管理費で、公共施設更新準備基金への積立金2,472万1千円などがございます。次に3款民生費でございますが、1億6,383万

4千円増額し26億8,010万4千円といたしました。1項社会福祉費では、臨時福祉給付金支給事業費7,878万5千円、障害者福祉サービス費3,875万4千円の増額などがございます。2項児童福祉費では、子ども・子育て支援費3,788万5千円の増額などがございます。次に4款衛生費でございますが、2,112万6千円減額し8億3,074万7千円といたしました。3項上下水道費で、水道事業会計に対する出資金2,342万1千円の減額などがございます。次に6款農林水産業費でございますが、756万2千円増額し2億5,063万4千円といたしました。1項農業費では、紅まどんな等軟弱果実に対応した品質評価機能工場ライン整備に対する負担金670万9千円の増額などがございます。次に7款商工費でございますが、30万7千円増額し1億7,927万9千円といたしました。人件費の補正でございます。次に8款土木費でございますが、149万8千円減額し5億8,384万5千円といたしました。1項土木管理費では、国道379号バイパス開通に伴う竣工式費用180万円、2項道路橋りょう費では、町道千足北川毛線、町道高尾田麻生線の道路改良に関する委託経費など435万円の増額、4項都市計画費では、下水道事業会計に対する補助金1,000万円の減額などがございます。次に9款消防費でございますが、126万円増額し5億1,895万3千円といたしました。外山の消防団、第7分団の詰所車庫建設に伴う用地購入費126万円でございます。次に10款教育費でございますが、199万8千円増額し24億6,558万2千円といたしました。2項小学校費で、広田地域の小学校統合に伴いまして、統合記念碑を広田小学校校舎前に設置するために工事費等の関係経費72万9千円を増額などがございます。次に12款公債費でございますが、356万9千円減額し5億3,702万6千円といたしました。予定の借入期間を見直し、金利の見直し等によりまして、元金を287万3千円増額、利子を644万2千円減額をいたしました。この財源でございますが、2ページをお願いいたします。まず、13款国庫支出金1億1,597万9千円、14款県支出金2,932万6千円、15款財産収入2,472万1千円、16款寄付金500万円、18款繰越金5,602万1千円を増額し、20款町債につきましては、4,680万円減額をいたしました。次に5ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。これにつきましては、臨時福祉給付金事業7,878万5千円を全額翌年度に繰り越すというものでございます。次に6ページをお願いいたします。債務負担行為補正でございます。これにつきましては、町道宮内千足線道路改良工事。これにつきましては、庁舎の横の道路でございますが、これの拡幅工事及びそれに伴いまして3件の債務負担行為を設定をいたしました。まず、庁舎高压引込自営柱建替工事に対する債務負担、これにつきましては期間が29年度、限度額が236万円でございます。庁舎電話回線及び通信回線移設工事に対する債務負担、期間が同じく29年度で限度額が169万円でございます。そして町道宮内千足線道路改良工事に対する債務負担、期間が29年度で限度額が5,000万円でございます。次に7ページをお願いいたします。地方債補正でございます。まず、消防団第7分団の車庫の詰所の用地購入費に充てるため、防災対策事業で90万円増額し1,740万円といたします。次に水道事業会計の出資金の減額に伴いまして、一般会計出資金を2,350万円減額し1億5,250万円といたします。次に臨時財政対策債の決定額は予算計上額を下回りましたので、臨時財政対策債を2,420万円減額し2億7,580万円とするものでございます。一般会計につきましては以上でございます。続きまして、国民健康保険事業特別会計につきま

してご説明させていただきます。議案書の1ページをお願いいたします。議案第55号、平成28年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号。平成28年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正、事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,790万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ29億4,446万5千円とする。直営診療施設勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,946万6千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成28年12月9日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いいたします。まず事業勘定の歳出でございますが、2款保険給付費、2項高額療養費でございます。これにつきましては、退職被保険者等高額療養費の増額によりまして425万5千円増額をいたしました。10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金でございますが、国庫支出金等の過年度の精算によりまして1,306万5千円を増額いたしました。財源でございますが、2ページをお願いいたします。4款療養給費等交付金425万5千円と10款繰越金1,364万9千円でございます。次に5ページをお願いいたします。直営診療施設勘定でございますが、まず1款総務費の1項施設管理費を185万9千円増額をいたしました。これにつきましては、人件費の増額でございます。この財源でございますが、左の4ページをお願いいたします。他会計繰入金、これは一般会計からの繰り入れでございますが、一般会計からの繰り入れを185万9千円増額をいたしました。国民健康保険事業特別会計につきましては以上でございます。続きまして、介護保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第56号、平成28年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号。平成28年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正、保険事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,887万5千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成28年12月9日提出、砥部町長佐川秀紀。予算書の3ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございますが、4款地域支援事業費を176万3千円増額をいたしました。1項介護予防事業費及び2項包括支援事業・任意事業費とも人件費の補正でございます。財源でございますが、2ページをお願いいたします。3款2項国庫補助金69万3千円増額、4款1項支払基金交付金1万2千円減額、5款2項県補助金34万6千円増額、7款繰入金で一般会計繰入金及び基金繰入金、合わせまして73万6千円を増額いたしました。介護保険事業につきましては、以上でございます。続きまして、農業集落排水特別会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第57号、平成28年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第1号。平成28年度砥部町の農業集落排水特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,914万6千円とする。2、歳入歳出予算の補正の

款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成28年12月9日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款1項農業集落排水事業費では、総津処理施設の機能診断委託料を66万4千円減額をいたしました。2款1項公債費につきましては、下水道事業債への利率の見直しによりまして償還金を24万6千円減額をいたしました。財源でございますが、2ページをお願いいたします。3款1項国庫補助金を100万円減額をいたしました。4款1項他会計繰入金、一般会計でございますが、これを9万円増額いたしました。農業集落排水特別会計につきましては以上でございます。続きまして、浄化槽特別会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第58号、平成28年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第1号。平成28年度砥部町の浄化槽特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,033万6千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成28年12月9日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款1項浄化槽点検管理費を3万4千円減額をいたしました。これにつきましては人件費の補正でございます。財源でございますが、2ページをお願いいたします。繰越金を3万4千円減額をいたしました。浄化槽特別会計につきましては以上でございます。以上で、私から議案第54号の一般会計補正予算から議案第58号の浄化槽特別会計補正予算までの説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中克典） 引き続きまして、議案第59号、第60号についてご説明申し上げます。まず、議案第59号からお願いいたします。平成28年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。第1条、平成28年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第2条、平成28年度砥部町公共下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。2、年間汚水処理量を30万9千 $\text{m}^3$ 、3、1日平均処理量を846 $\text{m}^3$ 、4、主要な建設改良事業、管渠整備4億5,980万円。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。まず収入でございますが、1款1項営業収益を427万円増額し6,208万5千円に、2項営業外収益を1,129万9千円減額し2億2,789万2千円とし、収入合計を差引702万9千円減額し2億9,002万7千円とするものでございます。増減の主な内容でございますが、営業収益における下水道使用料の増額、営業外収益は事業減少に伴う一般会計補助金及び消費税等の還付金の減額でございます。次に支出でございますが、1款1項営業費用を195万8千円増額し2億6,572万1千円に、2項営業外費用208万7千円減額し939万4千円に、3項特別損失を752万7千円減額し5万円とし、支出合計差引765万6千円減額し2億7,566万5千円とするものでございます。主な増減ですが、営業費用は本年度予定していた下水道全体計画の見直しを来年度実施することとしたため委託料を減額しましたが、企業会計及び退職給付

引当金を特別損失から組み替えたため、195万8千円の増額となっております。また、営業外費用は企業債利率の見直しによる減額でございます。特別損失は営業費用でご説明した退職給付引当金の組み替えによる減額でございます。次に第4条、予算第4条本文括弧書中不足する額1億886万2千円を不足する額1億1,152万5千円に、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,100万円と過年度分損益勘定留保資金8,786万2千円を当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,900万円と過年度分損益勘定留保資金9,252万5千円に改め、資本収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。まず収入でございます。1款1項企業債で3,270万円減額し2億3,580万円に、3項補助金で4,068万円減額し1億8,932万円とし、収入合計を差引7,338万円減額し4億6,912万円とするものでございます。主な要因は国庫交付金減額に伴うものです。次に支出でございます。1款1項建設改良費で7,132万4千円減額し4億8,465万2千円。2項企業債償還金で60万7千円増額し9,599万3千円とし、支出合計を差引7,071万7千円減額し5億8,064万5千円とするものでございます。主な要因は国庫補助金が減額されたことによる工事請負費の事業減及び利率見直しによる企業債元金償還金の増額によるものでございます。2ページをお願いいたします。第5条、予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改めるものでございます。限度額を3,270万円減額し2億3,580万円とするものです。次に第6条、予算9条に定めた経費の金額を次のとおり改めるもので、職員給与費を280万2千円増額し5,229万6千円とするものです。次に第7条、予算第10条本文中の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額1億3,500万円を1億2,500万円に改めるものでございます。平成28年12月9日提出、砥部町長佐川秀紀。続きまして、議案第60号をお願いいたします。平成28年度砥部町水道事業会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。第1条、平成28年度砥部町水道事業会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。第2条、平成28年度砥部町水道事業会計の予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。4、主要な建設改良事業、第8次拡張事業3億1,292万8千円、配水管新設及び布設替8,700万円。第3条、予算第3条に定めた収益収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。収入ですが、1款1項営業収益を1,000万円増額し3億1,783万8千円とし、収入合計を1,000万円増額し3億6,496万7千円とするものでございます。主な要因は、原町地区等の宅地造成に伴う受託工事の収益の増でございます。次に支出でございますが、1款1項営業費用を1,228万4千円増額し3億4,632万4千円とし、支出合計を1,228万4千円増額し3億9,217万5千円とするものでございます。主な要因は、受託工事費の増額によるものです。次に第4条、予算第4条本文括弧書中不足する額1億1,965万1千円を不足する額1億1,179万7千円に改め、過年度分損益勘定留保資金9,001万6千円を過年度分損益勘定留保資金8,216万2千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。まず収入でございますが、1款1項企業債で2,350万円減額し1億9,670万円に、2項補助金で773万1千円減額し776万9千円に、4項工事負担金で800万円増額し4,300万円に、6項他会計出資金で2,342万1千円減額し1億5,257万9千円とし、収入合計を4,665万2千円減額し4億154万8千円とするものでございます。主な要因は、第8次拡張事業費の減額に伴う国庫補助金、企業債、他会計出資金の減額



によるものでございます。2ページをお願いいたします。次に支出でございます。第1款1項建設改良費を5,450万6千円減額し4億2,625万2千円とし、支出合計を5,450万6千円減額し5億1,334万5千円とするものでございます。主な要因は、第8次拡張事業費の減額による工事請負費の減でございます。次に5条、予算第5条表中限度額欄2億2,020万円を1億9,670万円に改めるものでございます。次に6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものでございます。職員給与費を212万7千円増額し5,950万円とするものでございます。平成28年12月9日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。9番政岡洋三郎君。

○9番（政岡洋三郎） 農林水産業費なので、ちょっとお尋ねするんですが、農業関係費で、えひめ中央農業協同組合の北条選果場で、向上ラインを整備するということなんですが、その総額がいくらか、また各市町の負担割合をお教え願いたいんですが。

○議長（井上洋一） 岡田産業振興課長。

○産業振興課長（岡田洋志） 政岡議員さんのご質問にお答えいたします。北条選果場機能向上費事業費総額が5億1,800万円、各市町の補助額でございますが、松山市3,433万9,971円、伊予市829万9,240円、東温市34万7,872円、砥部町6,700万8,967円でございます。残りにつきましては国庫補助金でございます。以上です。すみません。失礼します。私の答弁誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。砥部町負担分670万8,967円でございます。失礼しました。

○議長（井上洋一） ほかがございせんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 教育長さん、一つぐらいお尋ねせんこれ失礼になると思いますから、10款教育費の社会教育の中で、坂村真民さん、ご生存されとりましたら、ノーベル賞候補になれる方でございますが、砥部町の宝でございますが、講演料21万6千円と、計画されておりますが、どういう計画でございましょうか、わかる範囲のご説明をいただいたらと思います。

○議長（井上洋一） 大内社会教育課長。

○社会教育課長（大内均） 失礼します。ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まず、今年度、坂村真民記念館の方で会館5周年の記念特別講演を予定しております。それが平成29年3月4日から6月11日の予定で開きたいと思っております。内容につきましては、東日本大震災と坂村真民の詩、鳥は飛ばねばならぬ人は生きねばならぬという特別展を開催する予定としております。その中で、本来例年でしたら4月になって当初予算で講演会をさせてもらったんですけども、今回は東日本大震災の絡みもあるということで、前倒しで3月に講演会の方をさせていただきたいというふうに考えております。今のところ考えておりますのは、神奈川県鎌倉市にあります円覚寺、臨済宗の館長でございますけれども、横田南嶺さんという僧侶の方でございますけれども、その方の方で講演会をお願いしたいというふうに現在進めさせてもらってるところでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

す。

○議長（井上洋一） ほかがございませんか。14 番中島博志君。

○14 番（中島博志） 総務管理費関係の中で、公共施設更新の準備基金を充てる土地代金、売上代金、これ何件で、どこに値するのか、ちょっとお教え願いたいと思いますが。

○議長（井上洋一） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 中島議員さんのご質問にお答えいたします。これにつきましては4件ございます。まず拾町、旧の町営住宅の跡地でございます。これは3区画ありましたが、順次売却の方を進めております。その1区画売れました。金額は1,235万円でございます。もう1件は、リバーサイドショッピングセンターの中に砥部町の所有している土地がございます。これにつきましてはショッピングセンターの方に、愛媛飼料産業の方にですね、毎年賃料をいただいていたんですけども、売却をするということで話をしたところ応じてくれました。その金額は1,179万2千円でございます。あと、法定外公共物の関係が2件ございます。原町の開発の関係でございますけれども、これにつきましては農道でございますが、これが7万4,539円。そしてもう一つ、レディ薬局が宮内に開発されておると思いますが、こちらの法定外公共物、これ農道と水路でございますけれども、これが50万4,249円で売買いたしました。その合計でございます。以上で終わります。

○議長（井上洋一） ほかがございませんか。6番森永茂男君。

○6番（森永茂男） ちょっとお尋ねいたします。えひめ森林公園利用者や森林浴に訪れた人の利便性向上のために大谷池近隣の土地を購入しますとなつておりますが、場所的にはどこら辺になるのでしょうか。

○議長（井上洋一） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） ご質問にお答えをいたします。これにつきましては、七折から大谷池の方に抜ける道でございます。ちょっと峠を下ってですね、すぐに県道沿いの所でございます。大谷池の手前の辺りになります。以上でございます。

○議長（井上洋一） ほかがございませんか。特にございませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑を終わります。お諮りします。議案第54号から議案第60号までの7件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第54号から議案第60号までの7件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、12月16日の本会議でお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会します。

午前11時27分 散会

平成 28 年第 4 回砥部町議会定例会（第 3 日）会議録

|                                                                      |                                                                       |                                                              |                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                                                                | 平成 28 年 12 月 16 日                                                     |                                                              |                                                                                                                                      |
| 招集場所                                                                 | 砥部町議会議事堂                                                              |                                                              |                                                                                                                                      |
| 開 会                                                                  | 平成 28 年 12 月 16 日 午前 9 時 30 分 議長宣告                                    |                                                              |                                                                                                                                      |
| 出席議員                                                                 | 1 番 小西昌博<br>4 番 松崎浩司<br>7 番 面岡利昌<br>10 番 山口元之<br>13 番 土居英昭            | 2 番 古川孝之<br>5 番 佐々木隆雄<br>8 番 大平弘子<br>11 番 西村良彰<br>15 番 平岡文男  | 3 番 菊池伸二<br>6 番 森永茂男<br>9 番 政岡洋三郎<br>12 番 井上洋一<br>16 番 三谷喜好                                                                          |
| 欠席議員                                                                 | 14 番 中島博志                                                             |                                                              |                                                                                                                                      |
| 地方自治法<br>第 121 条<br>第 1 項の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏名 | 町 長<br>教育長<br>広田支所長<br>戸籍税務課長<br>介護福祉課長<br>産業振興課長<br>国体推進課長<br>学校教育課長 | 佐川秀紀<br>武智省三<br>佐伯修二<br>富岡 修<br>門田伸介<br>岡田洋志<br>西松伸一<br>坪内孝志 | 副町長<br>総務課長<br>企画財政課長<br>保険健康課長<br>建設課長<br>生活環境課長<br>会計管理者<br>社会教育課長<br>上田文雄<br>相原清志<br>大江章吾<br>松下寛志<br>白形敏明<br>田中克典<br>門田 巧<br>大内 均 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                                   | 議会事務局長<br>庶務係長                                                        | 前田正則<br>中山晃志                                                 |                                                                                                                                      |
| 傍聴者                                                                  | 1 人                                                                   |                                                              |                                                                                                                                      |

平成 28 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 48 号 砥部町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 49 号 砥部町課設置条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 50 号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 51 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第 52 号 砥部町税条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第 53 号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 54 号 平成 28 年度砥部町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 55 号 平成 28 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 56 号 平成 28 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 57 号 平成 28 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 58 号 平成 28 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 59 号 平成 28 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 60 号 平成 28 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 請願第 4 号 T P P 協定の慎重審議と農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願書
- 日程第 15 請願第 5 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願書
- 日程第 16 請願第 6 号 年金制度改革関連法案（「年金カット」法案）の廃案と最低保障年金制度の実現、年金支給の毎月払いなどを求める請願
- 日程第 17 発議第 2 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書提出について
- 日程第 18 発議第 3 号 北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書提出について

追加日程第 1 日 発議第 4 号 砥部町議会委員会条例の一部改正について

・閉 会

平成 28 年第 4 回砥部町議会定例会

平成 28 年 12 月 16 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（井上洋一） ただいまから、本日の会議を開きます。日程に入るに先立ち報告します。  
14 番中島博志君から、本日、欠席届が提出されております。

~~~~~

日程第 1 議案第 48 号 砥部町農業委員会の委員等の地位に関する条例の制定について
（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第 1、議案第 48 号、砥部町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） 産業建設常任委員会に付託されました議案第 48 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 48 号、砥部町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定については、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の公選制が廃止され、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員の委嘱が義務付けられたことに伴い条例を制定するものであります。農業委員の定数は 18 人、推進委員の定数は 17 人と規定しています。附則において、この条例は、公布の日から施行することとされております。また、砥部町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例、議会推薦に関する条例及び選挙による委員の定数に関する条例の 3 条例を廃止しております。さらに砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行い、推進委員の報酬の額は、年額 15 万 6 千円と規定しています。この制定内容は適正と認められ、よって議案第 48 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（井上洋一） 全員起立です。お座りください。よって議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第2 議案第49号 砥部町課設置条例の一部改正について

### (総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第2、議案第49号、砥部町課設置条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました議案第49号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第49号、砥部町課設置条例の一部改正については、地域で安心して子どもを産み育てることができる環境整備と地域振興を強力に進めるために、組織機構の一部を見直すため改正を行うもので、第1条の課の設置に関する条文中、地域振興課と子育て支援課を加え、産業振興課を農林課に改める改正がなされています。附則において、この条例は、平成29年4月1日から施行することとされています。また、砥部町子ども・子育て支援会議条例の一部を改正し、第7条中、介護福祉課を子育て支援課に改める改正がなされています。この改正内容は適正と認められ、よって議案第49号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（井上洋一） 全員起立です。お座りください。よって議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第50号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第3、議案第50号、砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました議案第50号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第50号、砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえ、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が、平成29年1月1日から施行されることに伴い改正を行うもので、その主な内容は、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務についての規定を加えること。育児のために早出遅出勤務を請求できる職

員の範囲を定めること。介護休暇の期間について、通算して6月を超えない範囲で、3回まで取得できるよう分割取得を可能にすること。休暇の種類に介護時間の休暇を加え、連続する3年以内において1日につき2時間の範囲内で休暇を取得できるようにし、勤務しない時間については給与を減額するというものです。そのほか、文言整理等に伴う所要の改正を行っています。附則において、この条例は、平成29年1月1日から施行することとされています。また、この条例の改正に伴い文言整理のため、砥部町職員の給与に関する条例の一部改正を行っています。この改正内容は適正と認められ、よって議案第50号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（井上洋一） 全員起立です。お座りください。よって議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第51号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について (総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第4、議案第51号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました議案第51号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第51号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正については、人事院勧告並びに愛媛県人事委員会勧告に従い、議会議員、特別職及び教育長の期末手当の額並びに職員の給与の額を改定するため改正を行うもので、その主な内容は、職員の給料表の額が引き上げられること。医療職の職員の初任給調整手当が41万3,300円から500円引き上げられ、41万3,800円に改められること。職員の勤勉手当や議会議員、特別職、教育長の期末手当が0.1月分引き上げられ、再任用職員の勤勉手当が0.05月分引き上げられること。職員の扶養手当が段階的に見直されることというものです。このため、砥部町職員の給与に関する条例、砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例、砥部町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の4条例の一部改正を行っています。附則において、条例の施行期日、適用日、扶養手当の見直しに係る特例措置等を規定しています。この改正内容は適正と認められ、よって議案第

51号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。  
採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。  
[全員起立]

○議長（井上洋一） 全員起立です。お座りください。よって議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第5 議案第52号 砥部町税条例等の一部改正について
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第5、議案第52号、砥部町税条例等の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました議案第52号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第52号、砥部町税条例等の一部改正については、地方税法等の一部を改正する等の法律及び所得税法等の一部を改正する法律の一部が平成29年1月1日に施行されることに伴い、所要の規定の整備を行うため改正するもので、その主な内容は、町民税における延滞金の計算期間が一部見直されること。個人町民税において、特定一般用医薬品等の購入費が平成30年度から34年度までの5年間医療費控除の対象となるよう特例を創設すること。日本と台湾との間で、二重課税を回避するため締結された日台民間租税取決めを実行するため、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例を創設すること。軽自動車税におけるグリーン化特例を1年間延長することというものです。そのほか、地方税法の改正に伴う文言整理を行っています。附則において、施行期日を規定しています。また、町民税に関する経過措置等について規定しています。この改正内容は適正と認められ、よって議案第52号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（井上洋一） 全員起立です。お座りください。よって議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 6 議案第 53 号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第 6、議案第 53 号、砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました議案第 53 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 53 号、砥部町国民健康保険税条例の一部改正については、所得税法等の一部を改正する法律の一部が平成 29 年 1 月 1 日に施行されることに伴い、所要の規定の整備を行うため改正するもので、その主な内容は、日本と台湾との間で、二重課税を回避するため締結された日台民間租税取決めを実行するため創設された個人町民税で課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるという特例を創設するものです。附則において、この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行することとされています。また、この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日以降に支払いを受ける特例適用利子等及び特例適用配当等について適用するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって議案第 53 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（井上洋一） 全員起立です。お座りください。よって議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議案第 54 号 平成 28 年度砥部町一般会計補正予算（第 4 号）

- 日程第 8 議案第 55 号 平成 28 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9 議案第 56 号 平成 28 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 10 議案第 57 号 平成 28 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 11 議案第 58 号 平成 28 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 12 議案第 59 号 平成 28 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 13 議案第 60 号 平成 28 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第 7、議案第 54 号、平成 28 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号から日程第 13、議案第 60 号、平成 28 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号までの 7 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました補正予算 3 件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 54 号、平成 28 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号のうち当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉費関係では、消費税率引き上げによる影響緩和のための臨時福祉給付金の支給に関する経費を 7,878 万 5 千円を追加しています。この事業は、平成 29 年度へ繰り越され、財源は全額国庫支出金で賄っています。また、障害福祉サービス、障害児通所支援サービスの利用増加により扶助費を 3,875 万 4 千円追加しています。この財源として、国、県支出金を 2,906 万 2 千円充てています。児童福祉費関係では、保育施設を利用する児童増加等に伴い私立保育所広域保育委託料など、子ども・子育て支援費を 3,788 万 5 千円追加しています。この財源として、国、県支出金を 2,820 万 3 千円充てています。また、麻生保育所建て替に伴う物件補償調査に係る委託料を 265 万 7 千円追加しています。

教育費、小学校費関係では、広田地域の 3 小学校の統合に伴い広田小学校の前庭の整備に係る経費 72 万 9 千円を追加しています。以上のほか、職員の人件費などの補正がなされています。次に、議案第 55 号、平成 28 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号は、事業勘定では、歳入歳出それぞれ 1,790 万 4 千円の追加補正で、歳出の主なものは、退職被保険者等の高額療養費の増加により、負担金を 425 万 5 千円追加しています。また、実績に基づく精算による国、県負担金の超過交付分を返還するための、償還金を 1,306 万 5 千円追加しています。歳入では、療養給付費等交付金を 425 万 5 千円、繰越金を 1,364 万 9 千円追加しています。施設勘定では、歳入歳出それぞれ 185 万 9 千円の追加補正で、人件費を 185 万 9 千円追加しています。全額一般会計からの繰入金で賄っています。次に、議案第 56 号、平成 28 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号は、保険事業勘定のみ補正で、歳入歳出それぞれ 176 万 3 千円の追加補正で、人件費を 176 万 3 千円追加しています。国、県支出金や繰入金で賄っています。いずれも適正な補正と認められ、よって議案第 54 号、第 55 号及び第 56 号の 3 議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 山口総務常任委員長。

○総務常任委員長（山口元之） 総務常任委員会に付託されました補正予算について、審査の

結果をご報告申し上げます。議案第 54 号、平成 28 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号のうち当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費関係では、育児休業等により臨時職員を 2 名配置したため、賃金を 383 万 1 千円追加しています。また、公共施設更新準備基金の積立金を 2,472 万 1 千円追加しています。この財源は、全額、土地売却代金で賄っています。また、えひめ森林公園利用者や森林浴に訪れた人の利便性向上をはかるため、大谷池近隣の土地購入費として公有財産購入費を 339 万円追加しています。消防費では、消防団第 7 分団の詰所、車庫を更新するため、用地購入費として公有財産購入費を 126 万円追加しています。以上のほか、職員の人件費などの補正がなされています。また、町道宮内千足線の道路改良工事に関連する、庁舎、高压線 引込柱、建替工事、庁舎電話回線等移設工事及び道路改良工事について、期間は平成 29 年度、限度額は 5,405 万円で債務負担行為を設定しています。次に、歳入については、国庫支出金を 1 億 1,597 万 9 千円増額、県支出金を 2,932 万 6 千円増額、財産収入を 2,472 万 1 千円増額、寄附金を 500 万円増額、繰越金を 5,602 万 1 千円増額しています。また、地方債補正では、限度額を 4,680 万円減額しています。以上、補正内容は適正と認められ、よって議案第 54 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） 産業建設常任委員会に付託されました補正予算 5 件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 54 号、平成 28 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号のうち当委員会の所管する歳出の主なものは、衛生費、上水道費関係で、上水道第 8 次拡張事業においては、入札の執行等により事業費に不用額が出たため出資金を 2,342 万 1 千円減額しております。農林水産業費、農業費関係では、えひめ中央農業協同組合北条選果場において、紅まどんな、せとか等の軟弱果実に対応した品質評価機能向上ラインを整備するために負担金を 670 万 9 千円を追加しております。土木費、土木管理費関係では、国道 379 号線の岩谷バイパス開通に伴う竣工式開催の負担金を 180 万円追加しております。道路橋りょう費の関係では、町道千足北川毛線において、道路擁壁を改修するため測量調査に係る委託料を 350 万円追加しております。都市計画費関係では、下水道基本構想見直しに伴い全体計画策定業務を来年度に実施することとしたため、公共下水道事業会計への補助金 1,000 万円を減額しております。以上のほか、職員の人件費などの補正がなされております。次に、議案第 57 号、平成 28 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第 1 号は、歳入歳出それぞれ 91 万円の減額補正で、その内容は財源である国庫補助金の減額に伴い、総津処理施設の機能診断を 2 か年に分けて実施するため、診断委託料を 66 万 4 千円減額しております。また、下水道事業の利率の見直しに伴い、町債の償還元金を 20 万 5 千円追加し、支払利息を 45 万 1 千円減額しております。次に、議案第 58 号、平成 28 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 1 号は、歳入歳出それぞれ 3 万 4 千円の減額補正で、その内容は人件費を 3 万 4 千円減額しております。次に、議案第 59 号、平成 28 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 1 号は、年間汚水処理水量の予定量を 2 万 7,550 m³追加し、30 万 9 千 m³に、1 日平均処理水量の予定量を 56 m³追加し、846 m³に改めております。また、主な建設改良事業、管

渠整備費を 7,120 万円減額し、4 億 5,980 万円に改めております。収益的収入及び支出の予定額を、収入では 702 万 9 千円減額し、支出では 765 万 6 千円減額しております。支出の主なものは、下水道基本構想の見直しに伴う委託料を 900 万円減額しております。また、資本的収入及び支出の予定額を、収入では 7,338 万円減額し、収入合計を 4 億 6,912 万円としております。支出では 7,071 万 7 千円減額し、支出合計を 5 億 8,064 万 5 千円としております。支出の主なものは、

整備区域追加に伴う水道移設工事請負費を 800 万円追加し、国庫交付金の減額に伴う事業費削減により工事請負費を 7,520 万円減額しております。また、不足する額を 1 億 1,052 万 5 千円に改め、その不足額は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整 1,900 万円とし、過年度分損益勘定留保資金 9,252 万 5 千円で補てんするよう改めております。以上のほか、起債の限度額などが改正され、審議の過程において、下水道整備については基本的な考え方と、今後の計画を見直すことについての質疑があり、基本的には都市計画区域内は公共下水道を整備する。また、見直しについては、整備区域の設定は、下水道整備の基本となる下水道化基本構想で国の汚水処理施設整備基準に基づき、経済性等を考慮し選定している。今回、国の基準が見直されたために再検証し、その区域の見直しを行うものであります。また、下水道の整備については、地域性や相当の期間を要するため、合併処理浄化槽の整備も併用して進めたいとのことをございました。次に、議案第 60 号、平成 28 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号は、主な建設改良事業の第 8 次拡張事業予定量を 3 億 1,292 万 8 千円に、配水管新設及び布設替予定量を 8,700 万円に改めております。収益的収入及び支出の予定額を、収入では 1,000 万円追加し、支出では 1,228 万 4 千円追加しております。支出の主なものは、受託工事請負費を 1,000 万円追加しております。また、資本的収入及び支出の予定額を、収入では 4,665 万 2 千円減額し、収入合計を 4 億 154 万 8 千円としております。支出では 5,450 万 6 千円減額し、支出合計を 5 億 1,334 万 5 千円としております。支出の主なものは、第 8 次拡張事業において、入札執行等により不用額が出たため工事請負費を 5,462 万 8 千円減額しております。また、不足する額を 1 億 1,179 万 7 千円に改め、その不足額は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,963 万 5 千円と過年度分の損益勘定留保資金 8,216 万 2 千円で補てんするよう改めています。以上のほか、起債の限度額などの改正がなされています。いずれも適正な補正と認め、よって議案第 54 号、第 57 号、第 58 号、第 59 号、第 60 号の 5 議案については、原案のとおり可決すものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

討論及び採決については 1 件ごとに行います。

議案第 54 号、平成 28 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第 54 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（井上洋一） 全員起立です。お座りください。よって議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 55 号、平成 28 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第 55 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（井上洋一） 全員起立です。お座りください。よって議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 56 号、平成 28 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第 56 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

[全員起立]

○議長（井上洋一） 全員起立です。お座りください。よって議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 57 号、平成 28 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第 57 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

[全員起立]

○議長（井上洋一） 全員起立です。お座りください。よって議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 58 号、平成 28 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第 58 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（井上洋一） 全員起立です。お座りください。よって議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 59 号、平成 28 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第 59 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（井上洋一） 全員起立です。お座りください。よって議案第 59 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 60 号、平成 28 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第 60 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（井上洋一） 全員起立です。お座りください。よって議案第 60 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 14 請願第 4 号 T P P 協定の慎重審議と農業者戸別所得補償制度の復活を 求める請願書

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第 14、請願第 4 号、T P P 協定の慎重審議と農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願書を議題とします。委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） 産業建設常任委員会の審査の報告をいたします。産業建設常任委員会に付託されました請願第 4 号、T P P 協定の慎重審議と農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願書について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、T P P 協定の国会での審議にあたって、徹底した情報開示と慎重審議を行い、今国会での拙速な批准は行わないこと。農業者戸別所得補償制度を復活させることを求める意見書を、政府に対して提出することを求めるものでございます。協議において、T P P 協定は、すでに国会で可決され

ているしとの意見や、農協の解体を進めているとは思わないなどの意見があり、採決の結果、請願第4号は、不採択とすべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

採決を行います。請願第4号に対する委員長の報告は、不採択です。請願第4号を採択することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立少数]

○議長（井上洋一） 起立少数です。お座りください。よって請願第4号は、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第15 請願第5号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を 求める請願書

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第15、請願第5号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願書を議題とします。委員長の報告を求めます。面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました請願第5号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願書について、審査の結果をご報告申し上げます。本請願内容は、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師、看護師、医療技術職、介護職などの夜勤交替制労働における労働環境の改善及び職員の増員を求める意見書を国に提出することです。協議において、請願の趣旨は理解できるが、現在の段階では職員の増員は難しいとの意見や、財源の裏付けがなされていないなどの意見があり、採決の結果、請願第5号は、不採択とすべきものと決定いたしましたので、ここにご報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず、委員長の報告に反対者の発言を許します。5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） ただいまの請願第5号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替労働の改善を求める請願に対して、委員会で不採択になりましたが、それに反対する討論という

ことで述べさせていただきます。厚生労働省が勤務環境改善に向けた各医療機関の取り組みを支援しなさいというふうなことが、各都道府県に求めていました。しかし、現場の実態とはかけ離れているということから、労働環境改善のために様々な規制の設置や安全・安心の医療・介護実現のための介護従事者数増などの意見書を国に提出するよう請願者が述べておりました。私は傍聴をさせてもらったんですが、今の報告にはありませんでしたが、これはこの議会で議論すべきかどうかというふうな発言がありました。そのことについて少し触れさせていただきたいと思います。まず、請願とは、憲法第 16 条に規定された国民の権利として、公の機関に対して要望を述べる行為である。これは当然皆さんもご存じだと思います。議員必携にも明記されております。この医療や介護というのは、全ての町民の生活に関わりがあると言っても過言ではありません。安全・安心の医療・介護を実現しようとの内容で出されたものに対し、今言ったような、これ議会で議論すべき必要があるのかどうかと言われたことについては、私は非常に残念に思いました。それから財源の裏付けの問題が報告にありましたが、財源の裏付けは、この請願の提出者がするものではなくって、これは当然、国や地方自治体の所での考える中身であろうかと思えます。そういうようなことで、内容は良くわかるというふうなことでもありましたんですが、十分な議論が、特に現場の労働とそれを実際に利用する砥部町民が、やはり不安に思うというふうなことを改善するためには、この請願については当然採択すべきだというふうに私は思いました。そういうことで、この不採択に反対をしたいと思います。以上です。

○議長（井上洋一） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。4番松崎浩司君。

○4番（松崎浩司） 4番松崎浩司でございます。それでは、請願第5号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替労働の改善を求める請願につきまして、不採択とする委員長報告に賛成、原案に反対の立場で討論をいたします。この請願では、医療に係る職員の夜勤交替制労働にかかる労働環境を改善すること及び職員の増員を図ることを求めております。しかしながら、医療関係職員を養成するには、それ相当の期間を必要とすることから、現時点で、すべての医療機関が職員の増員を図ろうとすれば、とりわけへき地医療にかかる医療機関は極端な職員不足に陥り、医療機関自体の運営に大きな支障をきたす恐れがあります。また、医療機関の人員費が増えれば、財源をどうするのかという問題が残ります。医療機関の努力だけでは人員費を賄うことができないため、一方では医療費の大幅な増加につながり、結果として医療機関を受診する回数を減らさざるを得なくなる事態に陥ってきます。また他方、制度としても医療給付費を増やさざるを得なくなります。その結果、大幅な増税につながり、国民生活の崩壊にもつながりかねません。以上のことから、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出に同意することは難しく、この請願は不採択とするとの委員長報告に賛成、原案に反対するものであります。以上で終わります。

○議長（井上洋一） ほかに討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論を終わります。

採決を行います。請願第5号に対する委員長の報告は、不採択です。請願第5号を採択する

ことに賛成の方は、ご起立願います。

[起立少数]

○議長（井上洋一） 起立少数です。お座りください。よって請願第5号は、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第16 請願第6号 年金制度改革関連法案（「年金カット」法案）の廃案  
と最低保証年金制度の実現、年金支給の毎月払いなど  
を求める請願

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第16、請願第6号、年金制度改革関連法案年金カット法案の廃案と最低保障年金制度の実現、年金支給の毎月払いなどを求める請願を議題とします。委員長の報告を求めます。面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました請願第6号、年金制度改革関連法案年金カット法案の廃案と最低保障年金制度の実現、年金支給の毎月払いなどを求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、年金制度改革関連法案年金カット法案は廃案にし、また、マクロ経済スライドを廃止すること。全額国庫負担の最低保障年金制度を実現すること。現在、隔月払いの年金支給を毎月払いにすること。年金の支給開始年齢は、これ以上引き上げないことを求める意見書を国会又は政府関係省庁に提出することを求めるものです。協議において、国の財政を考えると、年金制度の見直しは一定程度必要であると思う。全額国庫負担の最低保障年金制度は現実的に難しいとの意見や、年金の支給を毎月払いにすることや年金開始年齢を引き上げないことには賛成できるなどの意見もあり、採決の結果、請願第6号は、不採択とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず、委員長の報告に反対者の発言を許します。5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 請願第6号、年金制度改革関連法案年金カット法案の廃案と最低保障年金制度の実現、年金支給の毎月払いなどを求める請願、委員会での不採択に反対をしたいと思います。残念ながら、国会で法として成立をしてしまいました。個人的には、これ非常に憤りを感じております。さて、この法は際限なく年金をカットする賃金マイナススライドと言うべき新たな仕組みが導入されます。物価が上がっても賃金がマイナスの場合、年金はマイナス改定となります。物価と賃金が共にマイナスで、賃金の下げ幅の方が大きい場合は、賃金に合わせてカットされます。ひたすら低い方に合わせて年金を引き下げるものだから提案者は、年

金カットだというふうな表現をしております。一方、政府与党は将来の年金を確保するそういう法なんだと言っております。しかし、マクロ経済スライドの調整により基礎年金は2040年代まで下げ続けることになっています。調整が長期化し、年金がさらに下がるのを防ぐ、いわば下げ止まりにするのが将来確保の本当の意味合いではないでしょうか。国会討論でも、安倍首相自身が将来世代の年金が増えるとは言っていない、むしろ賃金に合わせて名目の年金額は下がる、このように答弁をしています。また、賃金マイナススライドが導入されれば、引き下げられた水準の年金が将来世代に引き渡されます。高齢者を扶養し、生活や介護の支援をしている現役世代にとってはダブルパンチが襲い掛かり、何も良いことはありません。委員長報告にもありましたが、請願の中身に隔月払いを毎月払いにすることや、支給開始年齢をこれ以上の引き下げをしないこと、そういうものが示されており、これについては同意できるというふうな発言もありました。もう少しその辺も含めて審議をしていただきたかったなというふうに思っております。そのような合意できる部分もありながら、結果として不採択になってしまいましたが、少し議論が足りなかったのではないかというふうなことを申し添えて、不採択に反対の討論とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。4番松崎浩司君。

○4番（松崎浩司） 4番松崎浩司でございます。それでは、請願第6号、年金制度改革関連法案の廃案と最低保障年金制度の実現、年金支給の毎月払いなどを求める請願につきまして、不採択とする委員長報告に賛成、原案に反対の立場で討論をいたします。この請願では、まず年金の給付額を調整する仕組みであるマクロ経済スライドの廃止を求めています。しかしながら、現時点でこれを廃止すれば、持続的で安定した年金制度とするための枠組みが崩れることになり、将来世代における年金制度の崩壊につながりかねません。このため、現時点でマクロ経済スライドを廃止するという事は極めて難しいと考えます。また、最低保障年金制度の実現を求めていることにつきましては、どのように財源を確保していくのかという疑問が残ります。また、今回の見直し全般に関しましては、少子高齢化の影響で制度を支える現役世代が少なくなるため、今後の世代間の公平性を確保するためのものでもあり、将来的な制度の持続可能性を高めるためのものであると考えます。以上のことから、年金制度改革関連法案の廃案と最低保障年金制度の実現、年金支給の毎月払いなどを求める意見書の提出に同意することは難しく、この請願は不採択とするとの委員長報告に賛成、原案に反対するものであります。以上で終わります。

○議長（井上洋一） ほかに討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論をおわります。

採決を行います。請願第6号に対する委員長の報告は、不採択です。請願第6号を採択することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立少数]

○議長（井上洋一） 起立少数です。お座りください。よって請願第6号は、不採択とすることに決定しました。

[佐々木隆雄議員退席]

~~~~~

日程第 17 発議第 2 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書提出について
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第 17、発議第 2 号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。平岡文男君。

○15 番（平岡文男） 15 番平岡文男でございます。発議第 2 号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書提出について、砥部町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出をさせていただきます。平成 28 年 12 月 16 日提出、砥部町議会 議長井上洋一様、提出者平岡文男、賛成者土居英昭、政岡洋三郎。提案理由でございますが、地方分権時代を迎え、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では、住民の政治への関心の低さや議員のなり手不足が深刻化し、大きな問題となっております。こうした中、住民の政治への関心を高めるための啓発活動の充実を図るとともに、地方議会における多様な人材確保の観点から、地方議会議員の身分を充実させる必要があると考えるため、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を国会及び関係行政庁に対し提出しようとするものであります。なお、意見書及び提出先につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでございます。以上、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、私の意見といたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（井上洋一） 起立多数です。お座りください。よって発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

[佐々木隆雄議員復席]

~~~~~

日程第 18 発議第 3 号 北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書  
提出について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第 18、発議第 3 号、北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。大平弘子君。

○8 番（大平弘子） 8 番大平弘子です。発議第 3 号、北朝鮮による日本人拉致問題の早急な

解決を求める意見書提出について、砥部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。平成28年12月16日提出、砥部町議会議長井上洋一様、提出者大平弘子、賛成者平岡文男、山口元之。提案理由でございますが、北朝鮮は、今も拉致した多数の日本人を不法に抑留し続けており、これは人権と主権に対する重大な侵害であります。核実験という暴挙が繰り返されている状況においても、全ての被害者の安全確保と早急な帰国は、我が国の最優先課題であることに何ら変わりはなく、全力を挙げて被害者全員の早急な帰国を実現させなければならないため、北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書を国会及び関係行政庁に対し提出しようとするものであります。なお、意見書及び提出先につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでございます。以上、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。よろしくねがいます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（井上洋一） 全員起立です。お座りください。よって発議第3号は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して全員協議会を開催しますので、よろしくお願いたします。

午前10時42分 休憩

午前11時1分 再開

○議長（井上洋一） 再開します。ただいま議会運営委員会より、発議第4号が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって発議第4号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 発議第4号 砥部町議会委員会条例の一部改正について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 追加日程第1、発議第4号、砥部町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。平岡議会運営委員長。

○**議会運営委員長（平岡文男）** 15番平岡文男でございます。発議第4号、砥部町議会委員会条例の一部改正について、砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。平成28年12月16日提出、砥部町議会議長井上洋一様、砥部町議会運営委員長平岡文男。砥部町議会委員会条例の一部を改正する条例。砥部町議会委員会条例の一部を次のように改正する。第2条第2号中介護福祉課の次に、子育て支援課を加え同条第3号中生活環境課を地域振興課、生活環境課に産業振興課を農林課に改めます。附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。提案理由でございますが、砥部町課設置条例の一部改正に伴い、新設されました子育て支援課を厚生文教常任委員会の所管に加え、同じく新設されました地域振興課を産業建設常任委員会の所管に加えるとともに産業振興課を農林課に名称変更するため、提案するものでございます。以上、簡単ではございますが、提案理由といたしますので、ご審議のうえ、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。よろしく申し上げます。

○**議長（井上洋一）** 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○**議長（井上洋一）** 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○**議長（井上洋一）** 討論なしと認めます。
採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。
[全員起立]

○**議長（井上洋一）** 全員起立です。お座りください。よって発議第4号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**議長（井上洋一）** 異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長のあいさつをお願いします。佐川町長。

○**町長（佐川秀紀）** 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、12月8日から本日までの9日間にわたり、連日終始、熱心にご審議を賜り、全議案をご議決くださいましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。会期中に承りました様々なご提言、そしてご指導、ご指摘いただきましたことは、これからの町政運営並びに行政事務遂行に反映してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の一層のご支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、今年も余すところ2週間あまりとなりました。年明けには、町長と町議会議員の同時選挙も控えております。議員の皆様におかれましては、年の瀬に向かい、益々お忙しくなるものと思われませんが、くれぐれもお体をご自愛いただき、お元気で新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上洋一） 来年1月29日投票の町長、町議選に立候補予定者は、再度この議場にお帰りいただくよう、ご検討を祈りたいと思います。

以上をもって、平成28年第4回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時8分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員

資 料

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

愛媛県砥部町議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣

内閣官房長官

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書

平成 26 年 5 月の日朝合意により、北朝鮮は、拉致問題に誠実に取り組むべき立場にあるにもかかわらず、これを履行せず、一方的に拉致被害者の再調査の中止を表明したままであり、許し難い不誠実な対応を続けている。

このため、北朝鮮には、今も拉致された多数の日本人が不法に抑留されたままとなっている。このことは、重大な人権と主権の侵害であり、数十年も自由を奪われている被害者本人と帰国を待つ家族の忍耐は限界を超えている。

核実験という暴挙が繰り返されている状況においても、全ての被害者の安全確保と早急な帰国は、我が国の最優先課題であることに変わりなく、被害者を取り戻す努力を続け、あらゆる方策を講じて被害者全員の早急な帰国を実現させなければならない。

よって、国においては、北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、関係各国との緊密な連携及び国連を中心とする多国間の協議等を踏まえながら、あらゆる手段を講じて日本人拉致問題の早急な完全解決のために全力を尽くして取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 12 月 16 日

愛媛県砥部町議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 内閣官房長官

拉致問題担当大臣